

平成24年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成24年9月11日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1番 小畑 傳 君

2番 滝波 登喜男 君

4番 齋藤 則男 君

5番 長岡 千恵子 君

6番 原田 武紀 君

7番 川治 孝行 君

8番 川崎 直文 君

9番 多田 憲治 君

10番 上坂 久則 君

11番 長谷川 治人 君

13番 松川 正樹 君

14番 渡邊 善春 君

15番 河合 永充 君

16番 上田 誠 君

17番 酒井 要 君

18番 伊藤 博夫 君

4 欠席議員(1名)

3番 金元 直栄 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椛山勇君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、ご参集いただきまして、ここに7日目の議事が開会できますこと心から厚くお礼を申し上げます。

また、地球温暖化防止対策として、省エネのため国、県で取り組んでおります夏のエコスタイル期間に伴い、本町におかれましても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、10番、上坂君の質問を許します。

上坂君。

○10番（上坂久則君） 東日本大震災、1年半が過ぎました。亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、被災者の皆様に心から頑張つてのエールを送ります。

当永平寺町におきましても、先人たちのおかげにより今日の生活ができることを心から感謝いたします。永平寺町由来のもととなりました永平寺ご開祖の道元禅師様の歌に「春は花 夏ほととぎす 秋は月 冬雪さえてすずしかりけり」と詠まれた歌がございます。鎌倉の北条時頼公が道元禅師様に「仏法の心を歌で詠んでください」と言ったところ、今詠ませていただきました「春は花 夏ほととぎす 秋は月 冬雪さえてすずしかりけり」と意だそうでございます。

この教えを十分自分たちの生活に生かしていきながら、永平寺町がますます発展し、そして町民の生活が安心、安全、住んでよかった、その視点から質問をしたいと思ひます。

本日は4項目の質問をしてあります。

これ7月22日、越前市の風水害です。当日ボランティアセンターへ行き、そして味真野地区、当日のお手伝いするところへ行きて、市の職員並びにこの役員様と、きょうはどのようなボランティアを欲しているのか、それを話しているところの写真でございます。

それが過ぎまして2番目、それぞれが絶対に二次災害、自分にはけがをしない、そして病気にならない、安全を確認しながら声をかけ合ってやっといこうとそれぞれの持ち場へ散っているところの現場でございます。

この3つ目、これ被災した仏壇のマーカ―ですね。1メートルぐらいの水がたいていまして、その中で家具等を運び出しているところの現場の写真でございます。

私も三国の油漏れのボランティア、それから旧美山地区の水害、そして今度の越前市等々にボランティアに行かせてもらっていますけれども、本当に災害というものはいつ来るかわからん。そして復旧作業に関してはボランティアの尽力による。そしてみんなが一丸となって被災者の心を思いながら復旧に手をかす。これなくして復旧はあり得ないと本当に感じているところでございます。

その中で、1番目の永平寺町の災害対策を問う。それで、これは行政の責任といたしますか、行政が果たすべき役割と町民はそれらを十分聞き理解した上で、自分のみずからの命のみずからが守ると。これは絶対欠かせない町民一人一人の心構えと行動やと私は思いますので。

私も永平寺町の地域防災計画、これぐらい、かなり厚かったですね。大きく分けたら一般の災害と、それから地震と2つあったと。その中に、発生したときどのような組織をつくりそれぞれの作業を、所管の課は与えられた任務を遂行できるような作業分担も明示されて、それから復旧に際してはこのようにやるというふうなプランを私も見ました。

そこで、この防災計画、行政が一番最も任務としてこれだけはやるという、これ町民がテレビを見て、例えば一つの例を挙げると、集中豪雨が降ってきた。さあどうする。そのときにどういうふうな形で、大まかな点で結構ですからひとつわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 災害時における我々役場職員の役割ということですがけれども、災害によってさまざまな対応をさせていただくわけですがけれども、やはりまずこの一番最初は、災害が発生して人命が危うくなった場合あるいはけがをさ

れたとか、そういう場合に救援救助というものがまず一番最初に行わなければならないことだと思います。そして今度は、例えば家屋とか道路とかいろんな施設が倒壊とかそういう被害が発生した場合、やはりいち早くそういうものの復旧ということになるかと思いますが。

そういうことでいろんな災害が想定されますけれども、今おっしゃったように地域防災計画の中でそういったことを規定してございまして、もちろん町民の方にもご協力をお願いすることもありますけれども、今申し上げたような形でまずは人命の救助あるいはそういった施設の復旧というのが1番、2番という形で努めなければならないことだというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで計画、これ僕は本当に隅々まで、よくここまで想定をして計画をつくっているなというふうに、ある分ではそれらを見て安心した部分もあるんです。

その中で、やはり一旦事があったときに町民の生命、財産を守るというのは日本国憲法の一番大事な部分でありますし、またそれをするために地方の行政はどう動くのかという、この観点はぶれない軸ですから。

その中で一昨年、昨年からそれぞれの地区あるいは防災、そんな委員会もつくったりとかありますんで、町民でする、組織、区もそうですし、防災委員等、それから当然永平寺町のそれぞれの所管の職員。事があったときに自分がどういうふうに動くかという理解度といいますか、あるいは関心というか、その辺の現状認識をどのように判断しているのかをお聞きいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 地域防災計画を策定いたしました。その後すぐにこういった職員の行動マニュアルというものをつくりまして、そしてこれを全職員に周知をしております。そういったことで、殊、災害が発生して、例えば災害対策本部が設置されるということになれば、この行動マニュアルによって職員はそれぞれの任務に当たるということになっておりまして、事細かな計画書の隅々までは職員は見てない部分があるかもしれませんが、今申し上げたように災害が発生した場合にどういうふうな役割を果たすかということは、もう既に災害対策本部の班割りといいますか、そういうものはしてありますので、それは職員は十分承知をしておりますので、そういった役割をすぐに果たしていただけるものというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで、これ実際の訓練といったってなかなか難しいです
から、今までも、またことしも訓練を町を挙げてすると思うんですけども、こ
れひとつ、よく自衛隊なんかでも本当の戦争をするわけにいきませんからやっぱ
り図上演習とか机上演習、どちらでもいいんですけども。例えば川を、永平寺
は水害が起こる可能性が一番、水害か、あるいは雪崩ですね。そういう部分があ
ると思いますので。これはどこの特定の地域という名前を上げますと、住んでい
る人たちに、ほんなにうちは危ないのかなという不安感を与えても何の意味もあ
りませんので。

ですから、それは町内の中だけでも図上演習。特定の地域を上げますと、今ほ
とんど寝たきりの人も何人かはいる、あるいは車椅子で生活している方もいる。
そういう状況を踏まえた上で、どの時点で避難命令を出して、その方々が実際ど
こへ避難するんですかと。そのときに本当に手段があるのかなのか。当然川で
すから、だんだん多くなって土石流なんかがあったら、川の横に道がある場合、
そこにもまるで滝が流れるみたいなことがあると思いますので、そういうふうな
想定をすると道も、逆に言うたら住んでいるところまでしばらくは、3日か4日
ぐらいですが、長ければ1週間以上は行けないと。そういうときに、じゃ、どう
いうふうな手段でやれるのかなというものを、一度特定の地域を想定した上でそ
のときにどういうふうな関連性を持ちながら避難をさせる。そのときに援助物資、
生活の物資、そういったものをどこからどういうふうな手段で運ぶのか。これも
地域によっては途中で道路が分断される場合もありますからね。ですからなか
か思ったとおりにいかない場合もありますけれども、少なくとも1カ所ぐらいで
実際に避難してもらってそういう実施訓練に近いような形、それもやる必要があ
るのではないのかなと。

1週間か10日前ですかね、テレビを見ましたら金沢市。あそこは津波がかな
りまちの真ん中まで入ってくるという想定でやっていますんで病院から危ない
というんで、今いる患者を違う病院へ転送する訓練、当然県の職員だと思いますけ
ど、自分たちが徒歩で逃げるとかそういう訓練もしていたとテレビで放映されて
いましたけどね。

そこまでいなくても、少なくとも図上でそういうときにどういう形でやるの
か。じゃ、一応おさまったときに、道をあけるときに重機も要るでしょうし当然
災害ボランティア等も要請しなくちゃいけないと思いますんで、そのときにどう

いうふうな機能を誰が責任持ってやるかという図上演習ぐらいは必要があるのではないのかなと思うんですけど、その辺の必要性とか、あるいはやったとか、その辺の返答をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 災害に備えて訓練をするということは非常に重要なことであります。町におきましては、毎年総合防災訓練を実施しております。またあわせて、これは消防本部が中心となりまして水防訓練というのも行っております。これはどちらかという町民の方じゃなくして、消防団員あるいは防犯隊員といったような、そういう方を中心に訓練を行っております。また、それぞれの自主防災組織、今全ての地域で組織をしていただいておりますけれども、そういった自主防災組織単位で今おっしゃったような地域での避難訓練等を中心としたそういう訓練をやっておる組織もございます。

今おっしゃるように、町全体での訓練はいろんな訓練をやらせていただいておりますけれども、地域ごとの訓練というのはなかなか、これはまだそこまで進んでいないというのが現状でございますけれども。ご承知のように、自主防災組織の連絡協議会というものを今立ち上げていただいております。既に2カ所はできましたし、もうすぐもう1カ所もできる予定になっております。なるべく早く全ての地域で立ち上げていただきたいというふうに思っておりますけれども、そういった連絡協議会、これ小学校区単位を一応想定しておりますけれども、そういったところでの訓練というのも非常に重要であろうかと思っております。自主防災組織も組織ごとに非常に一生懸命取り組んでおられるところもありますし、まだちょっとそこまでいっていないといったようなことで温度差があります。そういうことを埋める意味も含めて、連絡協議会での取り組みが非常に重要になってくるかと思っておりますので、今後そういった形での訓練も考えております。

机上の訓練というの、これ非常に大事でございます。特に福井県ではよくニュースなんかで出ておりますけれども、我々町レベルではまだ机上の訓練というのはこれまではやったことはございませんけれども、今、地域防災計画を見直しておる最中でございますけれども、特に今現在の防災計画の中では一般災害と地震災害ということで2つの大きな災害に備えてといった計画になっておりますけれども、新しい見直しをしているところではそれに加えていろいろ、土砂災害とか、あるいは原子力災害といったような災害にも対応できるような計画をつくることとしております。

そういった意味で、実際の訓練ではなくそういった机上での訓練を行って、実際にどういう機関がどういう対応をするのか、どういった動きをするのかといったことを想定しながら、そういった訓練もこれから検討していかなければならないというふうには思っております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで、想定ですからなかなか厳しい面がありますけど、この問題について最後に、私も越前市へ行ったときに、もちろん床上浸水ですから床を全部はがして、それから後住むのか住まないのかと。そこに年配のおばあやまが一人で住んで、たまたまというか体を壊して入院していたと。あれは恐らく家で座敷か何かで寝てたら命の心配もあるんじゃないかなというぐらいひどかったですね。床を外して、後ほど長男の方が、別に住んでるんでしょうけれども、後どうするのかという後片づけをずっとしていくんですね。そうするとそのうちには、名器なんでしょうね、古九谷のすごくすばらしい絵皿が、これは戦前やと思いますけれども8万円か10万円ですかね。食器にしてもすばらしいものがありまして、一時的にはそういったものも廃棄するというような形でどんどん運んでいたんですけども、これは文化財としても価値があるというんで、もう1回その場所から持ってきてもらって、そしてそれを収納する小屋へまたおさめたと。ですから、それを見ますと本当にボランティアも知恵と、それから長年してきた家族への思いやり、そういったものが本当に大事やなと思うんですね。

そこで、絶対これ欲しいなと思ったのは、高圧で泥を吹き飛ばすものとか、あるいは仮に永平寺町でやった場合、一輪車とかスコップがないと、これ話にならないですね。ただ、雪の多いところですからあるでしょうけれども。それから、災害防止なんかがありますけれども、あつたときに消毒とかしなくちゃいけないとありますけれども、じゃ、大体家屋なんか行きますと石灰で消毒するぐらいしかないんですね。私、この例でいきますと、行ったときに、ちょうど作業小屋の中にそのおばあやまが昔、たけふ菊人形時代からの名人だったらしいんで、菊を育てる鶏ふんがあつたんですね。それが雨にぬれて臭いのなんのってね。誰も触るのは嫌ですから、私、喜んではいませんが、させていただいたんですね。でも水の中は、それは鳥のふんですから不衛生ですし、たまたま隅っこを見たら石灰の袋があつたんですね。ですから水をかぶっているところへどどんまいて、それで消毒したと。そういう部分でも机上の演習が大事ということは、後に復旧するときでも。

確かに、お米のほうはJAですかね、何かあったときにはお米をもらうとかそういうふうな契約になっているというふうにうたわれてましたけれども、改めて永平寺町全体に、じゃ特定の地域、50世帯でもいい、100世帯があったときに消毒液というのは本当に永平寺町にどれくらいあるのか、それから緊急ですから物を買うときに現金を持って買いに行くということができないとか、そうするとあらかじめ想定をして、永平寺町という部分で一つのカードか何かでこれはつくって、それをそのお店なり、これは水から食べる物から栄養剤、そういったものも災害が起きる前からちゃんとそういう協定を結んでおいて、あるものは永平寺町の、名刺でもいいですね。例えば町長の公印を押したものを持っていけば、それは後は精算するというので物資に関しては即座にもらえると、そういった協定も、図上演習で結構ですからやった上で早急にそれはすべきではないのかなと。

それから、ボランティアにしても社協にボランティアセンターをつくってありますけれども、いざとなるとそれは当然、本部長は町長がおやりになり、そのトータルな事務の所管は総務課となっていましたけれども、総務課が中心となってボランティアを頼むとき、やはり社協のボランティアセンターと災害があったときの細かい打ち合わせも要るのではないのかなと。勝手に動くわけにいかんわけですから、それは電話1本で。そんなもん一々行ってお願いする必要がないので、最初から災害協定みたいなボランティアの派遣を今のうちにできる間にしておけば、電話1本で町長名で要請があった場合はそれに基づいて社協は動く。社協も最近、要請があったときにそれぞれの職員がどういうふうなボランティア活動に従事するかという組織図もつくり、作業分担を明確にしたというふうに聞いています。ですからその辺でいくと。それも協定行ってですから。

それから、今の土建会社にブルとか重機をやるときに、進んでいるのかどうかわかりませんが、この防災計画の中に協定書を結ぶとなっていますから、それぞれの所管で自分たちが協定を結ぶ事業者と改めてどういうふうな協定を結ぶべきなのか。これは福井でも越前市でも実際に例があるわけですから、その辺のことをよく調査、研究をした上で早急にやるべきではないのかなというふうに提案として思います。その辺の答弁を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、本町では、災害時にいろんな協力をお願いするというので協定を結んでおります。今ちょっと申し上げますと、福井県エルピー

ガス協会というのがあります。こことは応急救護用燃料の供給に関する協定というのを結んでおります。それから町の建設業会、こことは公共土木施設の応急対策に関する協定というのを結んでおります。また、福井大学医学部の附属病院、こことは医師の派遣と集団災害救急救助事故に係る応援協定、さらには県の建物解体業協会、ここと解体撤去に関する協定。また、北陸電気保安協会、こことは電気設備の保安対策業務に関する協定。また、今までは吉田郡医師会というのがございましたけれども、これが福井市の医師会と合併いたしましたので、今、福井市の医師会との協定を新たに協議する予定になっております。そのほかに、他の自治体ともこういった災害時の協定を結ぶということも、今幾つかの市町からそういった協議を受けております。そういったことで他の市町とも協定を結ぶようなことも今考えております。

それから、災害時におけるボランティアの受け入れでございますけれども、これ災害時には非常にお世話になることになります。そういったことで災害対策本部の中にもボランティア班というのを設置いたしまして、ボランティアの受け入れ、そしてどこでどういったことをしていただくということもこの班の中で指揮をするということになっております。もちろん社協のボランティアセンターとも連携を密にしながらそういった方への対応に当たりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） このテレビを聞いていまして、やっぱり町はちゃんと計画を練って、万が一のときは組織として、また各それぞれの団体と協定等を結んで、もし万が一そういうのがあった場合は急にすぐかかされると、そういうふうな計画がありますよと。私、この辺をテレビを通じて皆様方にひとつ、ほんの少しですけども、安心感を持ってほしいと。

それで、また行政も、本当に最近の水害を見るとあつという間に来て、あつという間に災害になるということですから、一段と気を引き締めてそれぞれが事あったときには早急な体制がとれるような努力、それから実際目に見えるような活動をお願いしておきます。

1番目の災害ということで、まだそのほかにも二、三の同僚議員がいますんであんまり全部聞くと質問することがなくなるといけないんで、この辺でやめます。

それでは、2番目、鳥獣害対策についてという、私、別に農家でもないんで実務的にはよくわからないんですけども、ある町民の方が「議員、どうもどっち

がいいのかどうか。私、町のテレビ見てるんで、ひとつ、あんたかわりに聞いてくれ」という件があったんで質問させていただきますけれども。

今、イノシシ等で山際に何か網というか、それをやっているんですけれども、永平寺町もかなり山が広いんで個人負担もあり、本当に高額な投資にもなるし、そういうことで山間部は飼料用として水田の活用を。それで、これは行政がやるべきじゃなくて、本来JA等が自分の農業施策として汗かくのが当然やと私は思いますけれども、ですからその辺の意味合いもひっくるめて、そういうふうなどうしても防げないとかそういうことに関しては政策的導入といったことも考えられないのかと。今みたいな柵をするということのほうが投資効率あるいは効果から見たらどっちがあるんやと、それを厳しくわかりやすく聞いてくれということですから。

農林課長、私の質問の意味わかりますかね。ほんなら答え求めます。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、本町では、鳥獣による農作物や住民の生活環境への被害の解決方法や被害の防止対策について協議し、柵等の被害防止施設を設置するために永平寺町鳥獣害対策協議会を設立しておりまして、その活動を支えるため永平寺町鳥獣害対策実施隊を設置し、さらに駆除隊も設置しているところでございます。

獣害対策については3つの方策を実施しております。

1つ目は、農家だけでなく地区全体の意識づけを高めることです。昨夜おりを設置したからということで安心するのではなく、草刈り等の維持管理が必要であり、捕獲して駆除しているから被害が少なくなるというものでもありません。農家の方だけでなく、地区住民の全ての方に獣害対策について理解していただき、地区単位で取り組んでいただけるよう、今後も地区講習会や広報紙等で周知を図っていきたいと考えております。

2つ目は、電気柵やネット柵で侵入を防ぐことです。平成23年度末で電気柵は約55キロメートル。メートル当たり200円から300円と安価で施工も簡単ということでイノシシ対策に効果が出ていると考えております。ネット柵につきましては、昨年より実施しており5.5キロメートルありまして、メートル当たり5,000円と高価ですけれども、今後ふえると予想されます鹿につきまして、またイノシシについても効果があると考えていることで実施しております。

また3つ目、イノシシのおり50基、ハクビシンのおり、中獣のおり46基、

熊のおり6基を今所有しておりますが、おりでの捕獲による個体数の調整でございます。平成24年8月末の捕獲数は247頭となっております。既に昨年の180頭を大きく上回っております。うち、イノシシが180頭、一般住宅にも出没しますハクビシンが49頭と続いており、捕獲による駆除の効果が出ていると考えております。

特に山際の水田につきましては、柵の設置など、集落単位で国、県の補助事業を生かし自己防衛により取り組んでいただいております。転作田において、飼料用米や飼料用の稲は播種米の契約栽培が必要となっております。獣害に遭わないとは限らず、また野菜等の栽培についても被害を避けられるものでもなく、自己対策で柵等で対応をしていただいているところでございます。

この3つの方策が一体となって初めて効果的な獣害対策となると考えており、今後とも、鳥獣による農作物や住民生活環境への被害の防止のため、永平寺町鳥獣害対策協議会を中心としまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） それぞれが、今のほうが費用対効果から見たら十分ありますよということですね。これは、テレビ見て後でそれはちょっと納得できないとなったら、それは農林課へ行って抗議してくださいと言いますから。それでいいですね。

私、これ以上わかりませんので、次の3番目にいきたいと思えます。

修繕費等が予算措置が、冒頭、当初から今現在していないと思えますので、それもたびたび細かい部分で私も専決をすべきだというふうな提案もしてきましたけれども。

松岡のデイサービスセンター、これ当初つくったときはまだ合併する前ですから旧松岡町だと思うんですね。そのときの空調が7月の頭ぐらいに壊れたということですが、当然社協から見たら町が負担してくれるもんだと、これは建物に付随しているという部分の見方ですね。そういうことがあったけれども、その辺の話し合いがずれ込みまして、ようやく先月ですかね。私も社協の協議員をやっていますから。たしか理事会には当議会から理事として1人出ていると思えますので、その辺の報告はあってもいいのになという感じはしていますけどね。これ議会代表ですからね。

その中で、私も社協の、合併するときに基金がそれぞれ余ってましたよね。合

計で、松岡、永平寺、上志比で約8,000万ぐらいの基金を持ち寄ったという経過があるんですね。その中を見ますと、これ行政と社協との違いというのは、例えば行政は、今の国会みたいにあんなええかげんな政治をしていて地方交付税をとめて、じゃ、財源がないから地方どうしますということで一時的に起債等で賄うことができますけれども、社協はそういう手段というのはとれないですね。全く財産がないわけですからね。それから、今の社協の理事を見ましてもほとんど無報酬に近いですからね。

そうすると、そういうふうな運営を任せているような状況で、万が一、現金が不足したときに誰が責任持って運営することができますかというのがあるんですね。その辺のことは所管の課長もずっと経過とか、あるいは基金を積んであるという部分ですね。じゃ、本当に、今度1,900万ですかね、社協で費用を負担したときに、これ理事会の議事録を見ましたけれども、それは本来町が負担すべきだという厳しい意見がありましたね。私も読ませてもらいましたけれども。これは評議員会で私もそう言いました。これは議員でありながら、また社協の運営に責任を持って議決するという評議員でもありますんで。

事業は、これはデイサービスに使う人たちの安全にかかることですから、今さら事業を認めないと言ったら、これは執行できんわけですから、人の命にかかわることは経過はどうであれ認めざるを得ないと。ですから私は人命にかかわることですから、それは工事はやるべきですと。ただし、それは後ほど、また来年度予算の編成とか決算もありますけれども、そのときに今の段階で、はい、そうですかという認定は当然しませんよと。ですから永寿苑は町と委託契約をしていますし、松岡は一体どうなっているんですかと。永寿苑で見ると、20万以上の修理費等を超えた場合は行政と相談の上、改善をするとなっているんですね。そうするとその契約内容でもちょっと。相手が契約先1本ですから。しかも全てが合併前と、今は全部町の財産を、設備等を使って運営しているわけですから、その辺の見解はどうなんかなという。ちょっとこの辺で答えを求めます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問ですけれども、本町所有のデイサービスセンターについては、既に3施設とも指定管理者であります社会福祉協議会と平成21年の4月から27年の3月までの期間、管理協定を結んでいるところでございます。

その中で、松岡デイサービス、それから上志比デイサービスセンターにおける

管理物件の修繕については、原則、不動産に関する修繕については町が、動産、
附帯設備等の修繕については社会福祉協議会が修繕するとなっております。しか
し、管理物件の本来の効果を維持するためにも、必要な修繕については両者協議
の上実施するともしておりますけれども、今日まで上志比デイサービスセンター
の空調設備、それから永平寺デイサービスセンターの空調設備ともに社会福祉協
議会において改修工事を実施していただいた経緯がございます。

このようなことから、今回の松岡デイサービスセンターの空調設備の老朽化に
伴います改修工事についても、一事業所であります社会福祉協議会において改修
していただきたいと考えております。ただし、先ほども言いましたように、各施
設とも築20年を超えておまして、今後突発的な改修を必要とするということが
発生する可能性もあるため、社会福祉協議会と連携を密にしましてすみ分けを
明確にした上で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） これ金額が100万、200万ぐらいとかというんだつた
らいいんですけど、やっぱり1,900万というよね。私も社協の財務のほうに、
そんなに社協は余裕があるんですかと。ですからその基金を、あれはしたときにも
やっぱり今後事細やかな事業を、これは町民が行政ではできない、だけれども
細かいニーズが、誰がやってもいわゆる商売としては全く成立しませんし、です
けれども人が安心して、だんだん高齢になったりとかそういう事情があれば誰か
が援助しなくちゃいけない。そういう部分で本当の社協らしい、やはり日本一の
町民に優しい事業を即できるような形で積んでおいたんですね。

ですから、その辺のことを改めて、どうやって合併するときの基金をつくった
のか。一部は、松岡、永平寺、上志比で、松岡の人は松岡で使ってくださいと。
この間も中学校か何かありましたかね、教育で30万ですか。そういうときは、
ほかのところへ持っていくのは寄附の志を無視するからというんで一応地域の上
志比地区福祉基金という名前で積んであったんですけども、それも合併して、
いつまでもそれでは意味がないと。それよりも大きな意味で、真に求めるあるい
は福祉の向上に役に立つようなという形で基金を一本化したんですね。

そういうふうなことがありますんで、今回の措置、私は、今のところとは言い
ませんが、今後そういうことはあり得んなど。ですから、それでもどうし
てでもやっぱり自分のところの施設を使っていくんやから社協がやれということ

であれば、資金ショートした場合あるいはそういうことがあった場合、町は責任を持ちますという、やっぱりそういうふうな信頼関係というか、そういったものも私は必要ではないのかなと思いますよ。だから今度の理事会とまた来年予算組むときにそこはちゃんと、それだけの2,000万を今回認めるということであれば、町から万が一のときは責任を持って支えるというふうなものは、一筆とは言わんけれども、ちゃんと確認はしてくださいよというふうにはなると思いますよ。ですから社協の経営をする理事の方々にも、また協議員にも、行政からこういう判断でやりましたというものをわかりやすく教えてほしいと。そうすれば、社協も来年予算組むとき大変かなというふうに心配をしています。

ですからその辺のトータル的に、1,900万の支出はもうそれで一応は仮に認めていますけれども、今後、社協との関係、別に私らも社協のかわりにというんじゃないで、やっぱり福祉でもボランティアでみんなやっているわけですから、チャリティ音楽祭かってみんなが手弁当でやっているわけでしょう。だって社協の福祉まつりかって、ほかの大きな団体の行事は町の職員は手伝いにいきますけれども、ああいう福祉まつりは町の職員並びにボランティアで全部運営しているわけですから。それぐらい自覚を持ってやっているわけですから、それを軽々に行政の一存で黙ってやれというふうな考え方は私は理解はできませんとだけ申し上げておきます。

その辺のことも踏まえた上で、課長、今後またあらゆる面からいろんなところを検討してみると。それで、これはお互い持ちつ持たれつで、これは絶対なくてはならない。社協なんていうのは行政からの設置義務があるわけですから、その辺のことも踏まえた上で、また責任を明確にする上でもより対等な立場でそれぞれの運営を行うと。そういう視点から検討をし直すというお覚悟があるのかだけだけ聞きます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 社会福祉協議会、町の福祉行政にとっても大変重要な組織でございます。そういうふうなことも考えまして、今後もしそういうふうな事態が出てくればお互い協議して決めさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） 3番はそれで終わりますわ。よくね。

それから副町長、社協とのどういう関係が本当にいい姿なのか、改めてまた、

合併して6年、7年目ですから一度また見直すのもいいのかなと思いますね。ですから、ちゃんとお互い責任持ってやることは、委託を受けたらちゃんと100%やるのが当たり前のことですから。それが委託契約ですから。その辺のことも踏まえた上で、どういう関係を構築するかということは伝えてほしいと思いますよ。

だって、これから10年、20年といたらかなりたつでしょう。施設がいつ壊れるかわかりませんから。10年たったから設備を全部入れかえるという考え方はしてなくて、壊れた場合しかしないということになっていますから、ですから速やかになるように。ですから命にかかわることはまずやってから、後のお金の問題は別という形でね。民間はそうなんです。行政も特にそうやと思いますよ。人の命を預っているわけですから。だからよくあれで熱中症かなんかの事故が起きなかったなど。でも職員はかなりはらはらしていましたよ。松岡のデイサービスにいる人は。それだけ厳しい現状をお伝えして。

じゃ、最後に、きょうもですか、九州ですかね、1年前にいじめがあったから自殺をしたという、何か自殺するのが流行みたいな。ちょっと不謹慎な言い方ですけども。何でこんなに簡単に死んじゃうのかな、何でこんなに簡単に人のとうい命が失われているのかな。だから今の現状じゃなくて、自分たちの子供に対して弱い者を助けるのが人であるという、何か本当の最低限度のものが一番小さいときにちょっとなされていないのかなと。ですから私なんか小さいときは弱い者をいじめるのは人ではないと。ですから、何かそういう一つの人を思いやるというか、があったように思いますけどね。

まず、永平寺町の現状を、そういういじめとかそれに近いようなことで報告を受けているのかどうかだけちょっとお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 最近、新聞、テレビ等がいじめのことが大変出ていまして私も大変心配しているところですが、いろいろな社会のひずみと申しますか、そういうところから出てくるんだろうと思うんですが、幸い永平寺町におきましては子供たちが非常に明るくて元気ということで、学校も比較的小規模ということで、いじめは他の市町村と比べてかなり少ないと思います。昨年度は3件ございました。今年度については、7月末現在で1件ということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） ですから、私どももみんなそうですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんになってでもやっぱり子供たち、子供だってもう三十幾つです

からいいといえはいいんですけれども、孫たちには何があっても生きなきゃいかんと。きょうも朝の中で東北震災で母親を亡くし、義理のいところを亡くしてひとりぼっちになってトランペットを吹いていたみたいなの、「私は一人でも、やっぱりとうとい命をもらったわけやから、お母さんの願いをしっかりと受けとめて自分は生きていきます」という、すばらしい公演がありましたけれども。

そこで、いじめが、私これやってもあんまり意味がないんで、学校の先生方がしっかりとやってくれていると。一義的には我が子を守るのは親ですからね。ですから本当に自分の子供が、いじめというのは受けるほうと与えるほうとの、それから感受性もありますしね。人によってはいじめと感ぜないけれども、人によってはいじめと感ぜたりとか。非常に難しいんです。ですから、まず義務教育の間は親がしっかりと守ると。子供の変化を親がわからないということはありません。後で批判を受けても結構ですけれども、ありません。それでどうしてもだめだったら学校へ行かせないのも、私は命を守るためにはそういう手段もあってもいいと。その辺を考えると、どうも松岡ではあかんから、じゃ、永平寺とか上志比の小学校へ。今は行けないんですね。そういうふうな学校の変更は。学校が認めた場合は行けるんですか。例えば、行けるんですか。そうですか。ですから、いかなることがあっても命を守るのが、義務教育の間は親の責任ですから、それをスムーズに学校の先生方と親が変化をしないと。必ずお互い連携を密にしておこうという、そういったことを改めてお願いしたいと思いますね。

それから、最近ですと大津の例ですかね、教育委員会が隠してたかどうかと。教育委員会に対する批判が非常に多いですけれども。私もこの間資料をいただきまして読ませていただきました。ほんでやっぱり今度の維新の会ですか、大阪で国政に出るとか出んとかね。あの橋下さんは、教育委員会は廃止するなんて声高らかに、PR狙いでしゃべっているんでしょうけれども、あれ逆に言うたら、教育長から見て、大阪の市長の橋下さん、教育委員会を廃止したほうが教育の運営上いいというふうな見解らしいんですけど、それについて何か。個人的見解で結構ですから。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） このいじめ問題にかかわりまして教育委員会のあり方というのをよく問題にされているようです。

私個人の意見とおっしゃいましたので。この教育委員会には非常にたくさんの方の仕事がございまして、例えば所属する学校、その他教育機関の設置及び管理だと

か教職員の人事、児童生徒の入学、転学、退学、学校の教育課程、学習指導、教科書の採択、教材の取り扱い、学校給食だとか社会教育、生涯学習の推進、文化財の保護、文化財の振興などなど20項目ぐらいにわたるんです。非常に重要な仕事と思っているんですが、いわゆる首長の部局でありますと、首長さんがかわることによって猫の目のように教育施策が変わるといのはあんまりよくないと思っています。これは教育の中立性とか安定性、継続性について非常に問題が出てくるのではないかと考えています。

そのほかたくさんあるんですが、結論的には、教育制度については非常に大事なことです。存続をお願いしたいと私個人は思っております。

○議長（伊藤博夫君） 上坂君。

○10番（上坂久則君） 私、個人的に見ると、その政治的な中立性、特に戦争に負けたからその一つの考え方で統治するということは、あるいは戦争に導いたという、そういうふうな見解もあるわけで、戦後、日本の国力をつけさせないためにも統一的な考え方、思想というものをなるべく排除しようというふうなことで、これは負けたわけですからやむなしに聞かざるを得ないわけですから。

ただ、大津の例を見ると、それだけの学校の所管をする、指導、管理、監督する教育委員会という権限が与えられているにもかかわらず、現実的にはああいう悲惨な問題を、生徒を救うこともなく、また、その今後の対策にしても普通の常識から見たら考えられないような対応の仕方が、どっちみち何もできんかったらいいだろうという短絡的な考え方やと思いますけどね。

私も改めて資料をいただいて読ませていただいて。学校の先生というのは、これ永平寺町の職員なんですね。私、知らなかったんですわ。恥ずかしながら。ただし、人事権とか給料は多額な、高額になるんで、それは広域でやる県が先生の報酬に関しては払うということになっていまして、やっぱり改めて、私もそうですけど、議員面をしないでちゃんと事細かく情報を勉強していきながら、指摘はそうですけれども、改めて勉強しなくてはいけないなという反省点もありました。ですけど今1カ月に一遍ぐらいでしょう。会議するんですね。ですからそのときに、一応これ公開が原則となっていますね。この資料を読みましたら。だけれども、何でもかんでも公開すりゃいいってもんじゃないわけですから、そういう部分ではあらゆるものを検討をしてやっつけてほしいと思いますね。

私、夏休みにある中学校に行ったときに、草は生えている、野球部で使う古タイヤは雑然と積んであるとかね。先生には言ったんですよ。「きょう校長先生い

らっしゃるんですか」と、いたらこっぴどく言おうと思ったんですけど、話にならん。まず義務教育の、スポーツでもそうですけど、形から入って形に終わるわけですから、まして永平寺町は礼から入るということですからね。その先生、きょうはあえて名前は言いませんけれども、「先生の名前は」と言ったら堂々と言っていましたね。普通だったら、私もその先生も面識がないわけでしょう。しかも中に入ってグラウンドの近くに立っているわけですから。そしたら安全面から見て「失礼ですけども」と聞くのが当然じゃないですか。だからそういうところを見ても、まだまだ生徒に対する安全面ですとか学校の管理とかはなっていないなと思いましたよ。

ですから、ある教育委員の方にも会いました。「あなたたちは座っているだけで、学校は一遍も見にいつてへんのか」と。そしたら「早速言ったら、やっぱりきれいになっていましたよ」と言ってましたけどね。そういう部分では、教育委員の方々も1回学校へ、かなり学校の先生OBがいるわけですから、大体雰囲気だけでもちゃんとやっているか、ちょっと甘いかなとかという、そういう感じでつかめると思いますんで、その辺の実質的なアクションを持った教育委員会の活動もお願いしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君）　ここで暫時休憩をいたします。

5分まで休憩いたします。

（午前10時56分　休憩）

（午前11時05分　再開）

○議長（伊藤博夫君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、長岡君の質問を許します。

長岡君。

○5番（長岡千恵子君）　5番、長岡千恵子です。

今回、私は、子供の医療費助成の現物給付の導入ということと、2番目に地域組織活動育成事業補助金の支給は、3番目に変更された通学路の見直しは、4番目にご当地ナンバープレート事業の推進状況はという4つの質問を通告させていただきました。

早速ではございますけれども、質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、子ども医療費助成の現物給付の導入をですけれども、永平寺町の

子ども医療費助成は県内でも最高の内容になっていることは十分知っております。ゼロ歳から中学校3年生までを対象としており、助成額は保険診療分の自己負担分の全額。この内容は県内でも坂井市、おおい町、高浜町の1市3町のみになっております。また、支給方法は県内の医療機関と県外の医療機関を受診した場合では異なりますが、ここでは県内の医療機関を受診した場合について申し上げますと、坂井市、おおい町は、医療機関を受診後に役所の窓口で申請して2カ月後の振り込み、それから高浜町は、医療機関に受給者証を提示し、内容確認後に振り込み。そこで、我が町永平寺町はといいますと、永平寺町は高浜町と同じく、医療機関に受給者証を提示しまして2カ月後に振り込みというふうになっております。

ここまでお話しすると、子ども医療費助成事業の内容がいかにか充実しているかということはよく理解できますし理解しております。しかしながら、一つ残念な点がございませう。それは、せっかく充実した内容にもかかわらず、医療機関を受診した場合に医療費を一旦保護者が立てかえをしないとイケないということございませう。小さい子供のことでございませうから、急な発熱や体調が急変するのはいつかわかりませう。特に若い保護者が常にお金を持ち合わせているというわけではありませう。子供の病気は意にせず、夜間や休日など金融機関が閉まっているときに起こりやすいようにも思ひませう。

そこで、お金の持ち合わせがなくても安心して医療機関を受診できるよう、受給方法を今までの償還給付にかえて現物給付にはできないでございませうか。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） ただいま子ども医療費の無料化を行っておりますが、現物給付でというお話でございませう。そういう医者へ行かれた場合に今負担をしていただいておりますので、お話のように、永平寺町におきましては、後から振り込みというんですか、受給者にお金を振り込んでいるところでありますけれども。

考え方としては非常にいい考え方だと思ひしておりますが、これまでの永平寺町の子ども医療費の取り組みを申し上げますと、平成16年までは3歳まで。これは日本全国が3歳までだと思ひませう。それから、合併は18年ですけれども、17年度に旧松岡町が6歳に引き上げました。この福井県で初めてでないかと思ひませう。それから18年に合併いたしまして、18、19までが6歳までにいたしました。上志比と永平寺は3歳までが17年までだと思ひませうが、合併後は18、19で6歳まで。これも県内トップだと思ひしております。それから20年、

21年に9歳まで引き上げました。これも福井県で一番早く引き上げたことと思っています。22年から15歳まで無料化しております。今お話のように、坂井市とかおおい町とか高浜町があるわけでありすけれども、15歳にしましたのは永平寺町が22年からですので、あとの市町はちょっとわかりませんが、ことしからのところとか昨年かもわかりませんが、そういう状況になっています。

今議員さんのお話のように、医療費の無料化をしてきた段階で現物給付というのを十分考えました。非常に無料化という実感も湧きますから、そういうことで何とかして窓口で払って帰らないで診察してもらう方法がないかということも十分研究、検討してまいりました。しかし、一番難しいのは、県内に今17市と町がありましていろいろな取り組みがあると。6歳のところもあるかわかりませんが、9歳も15歳もありますけれども、ばらばらになっているのが非常に困るということなんです。それでどうしても医師会との関係もあります。この医療費も、吉田郡医師会は福井市に合併いたしましたけれども、いろいろなところで診てもらっているのでいろんな医師会との関係もあります。永平寺町だけの医師会ならまたいろいろなことができるので、そういうこともありますし、それからもう一つは、国保なんかですとそのシステムの改修をせなあかんということなんです。もう一つは、支払基金と俗に言ってますけれども、ここのシステム改修も非常に大事なんで一つの町だけではとてもできない状況なんです。できるとすれば、福井県全体が全部同じレベルの無料化を行った場合にできるということだと思います。

それから、いろいろなところでお話をしておりまして、いろんな関係機関とも話をしてまいりました。何とかそういうことをしたいということでいろんなことを話をしてきましたが状況はそういうことですので、今お話しのように本当に医療費の無料化が実感できる、そういう対応ができるようにしたいと思っております。今のお話も十分大事にしながら町としてもさらに強く、どういうんですか、要請せなあかんところはしていきますし、いろんなことで相談してまいって何とかそういうことにできないかということでもあります。

ただ、今9歳まで県のほうが各市町村に支援というか、補助をすることになってきましたんで、まだ全部が9歳まででないと思うんですけれども、6歳と9歳かもわかりませんが、そういう状況でありますので少しずつ全体が高くなってきております。15歳も将来的には全県下でできるような状況になるかわか

りませんが、そういうときには今のような障害がありませんので恐らくそういうことになってくると思いますが、今のところはどうしてもこれまで何回も何回も、18年のときも20年のときも22年のときもこうして話をしてまいりました。何とか窓口でお金を払わないで帰っていただいて、診療予約していただいて、そういう体制をとれないかということをしてきましたけれども、余りにも周りのところがまだまだ、どういうんですか、状況が同じでないもんですから今のところはそういう状況なんです。

それで再度申し上げますけれども、何とかそういうことにできないかということで今力を、いろいろなところで話をしておりますので、いいお話をいただきましたので、今後そういうことで精いっぱいやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 町長、ありがとうございます。

実は事細かに私も調べまして、日本中全国でどこの県が現物給付をやっていて、ある一部の県、長崎県なんですけれども、長崎県は県全体としては現物給付をやっているんですけれども、ただし大村市だけは除かれているというところもあったんです。ですから、もし歩調が合わない場合は、その歩調の合わないところだけを外して、歩調の合ったところだけでもできるということまで実際今調べてきました。

といいますのは、たまたま私も孫が3人おりまして、小さい子供ですからいろんなことがあります。娘たちがいろんなお母さん方とお話する中で、私もきのう、おとといまで知らなかったんですけれども、例えば未熟児で生まれた場合なんですけれども、未熟児で生まれた場合にその免疫というのが一定期間、新生児の間に低下するそうなんです。その免疫を上げるための注射があるそうなんです。その注射が何と1本3万円するそうなんです。若いお母さんですからそんなことを思わずに病院に連れて行ってその注射をする。いざ支払いというときには持ち合わせがないというようなことも現実にあるみたいなんです。その場合には金融機関で支払い方法が、カードで支払えるとか、あとデビットカードで支払えるとかいろんなことがあって何とか事なきを得たようですけど、そういうカードも持ち合わせしていない場合も十分に考えられますので、ぜひともこの事業については前向きにお取り組みはいただけるとは思いますけれども、一日も早い策定をしていただければと思って、この場をお願いしたいと思ひまして今回質問させていた

できました。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、2つ目に移らせていただきたいと思います。

2つ目は、地域組織活動育成事業補助金の給付はということで質問させていただきたいわけなんですけれども、実は本年度から地域活動育成事業費なんですけど、母親クラブの補助金なんですけれども、18万9,000円のうち、国と県の補助分がひもつきでなくなって一般会計の中に含まれてしまったという話を聞きました。

それで、本町の当初予算を見ましたら、1団体当たり18万9,000円の予算が計上されておりましたので、各団体に対しての補助金は支給をされましたでしょうか。また、されたのでしたら、ひもつきでなくなった予算があるんですけども、いかほど支給されましたでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えさせていただきます。

地域組織活動育成事業は、児童の健全な育成を図るため、母親などの地域住民の積極的な参加による地域組織活動の促進を図ることを目的といたしております。その主な活動内容は4つございまして、1つ目は親子及び世代間の交流、文化活動、2つ目は児童養育に関する研修活動、3つ目は児童の事故防止等活動、4つ目はそのほか児童福祉の向上に寄与する活動となっております。永平寺町におきましては、母親クラブ10組織がこの補助事業により活動を行っているところでございます。

各クラブへの補助金につきましては、昨年度までは1クラブ当たり、国と県で12万6,000円、町は6万3,000円を補助し、合計18万9,000円を町から交付してまいりました。しかしながら、ことしの3月末、県より平成24年度の国、県分の補助金交付は難しいとの連絡がございました。本年度の母親クラブへの補助金につきましては、これまでと同額の18万9,000円を町単独で交付することとし、現在、申請書の提出を依頼しているところで、できるだけ早く交付したいと考えております。

なお、平成25年度以降につきましては県が新たな補助事業を検討していると伺っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長岡議員。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

県、国からの補助がない中18万9,000円、大きなお金だと思います。ましてや、10団体あるということですから189万円。私にとっては大変な金額だと思いますし、助成された各団体はすごく活動資金を得られたということで喜んでらっしゃることと思います。

来年度からも何らかの方法で引き続きしていただけるという今の課長のお話でしたので、ぜひともわかっていただきたいのは、母親クラブの活動、今非常に活発にされています。活動を継続していくためにはやはりお金が必要ですし、母親クラブ、費用で保護者に全額負担してくださいというのもなかなか難しいものです。母親クラブの活動は子育ての一環で大変重要なことだと思いますのでぜひとも前向きに、できれば本年度同様18万9,000円ぐらい支給していただくと非常に私としてはうれしいんですけども、そのところを継続的にしていただけるということでございますので、母親クラブの方、それから子育てにいそしんでいるお母さん方にとっては朗報だと思います。本当にありがとうございます。これからもどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、3つ目に移らせていただきたいと思います。

3つ目は、変更された通学路の見直しはということで質問させていただきたいわけなんですけれども。

去る6月の定例議会の際にも何人かの議員から通学路についての一般質問がありました。これは通学路についての疑問が各議員の中にあっただらうと思います。ましてや、9月に入りまして飛び込んでまいりましたニュースは通学途中における誘拐事件のようなことが多発しております。広島でもありました。東京でもありました。これはどのように注意していても、保護者、本人、地域が協力し合った中でも発生してしまったことかもわかりませんが、やはり今考えるに当たりまして、夏休みも終わり2学期も始まりました。この先は冬に向かってまいります。通学路、せっかく改正されたんですけども、見直しはお考えになってらっしゃいますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思います。

通学路の危険箇所につきまして、道路管理者、交通関係者や保護者など関係者が合同によりましていろいろな検討を行い、改善あるいは改善策を出してきたところでございます。6月から松岡小学校の通学路の一部を変更しましたが、学校、保護者、警察などさまざまな関係者と検討、協議を行い、少し遠回りになるけれ

ども安全が確保できるというようなことで現在の通学路のルートで決定をいたしました。最善の通学路と学校も関係者も判断をしているところでございます。このことにつきましては地域の区長さんにもご理解をいただいているところでございまして、その後も支障なく通学路を利用して登校をしております。

今後も学校や保護者による点検の継続や関係機関と連携をしながら、通学路の安全確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 現行されている通学路の安全が確保されているということは今の課長のお話でわかったんですけども、私だけかもしれませんが、やはりおなじ学校に行くんだっただけ近道をしていきたい、遠回りはしたくない。これが私の本音のところですよ。多分大多数の大人はそう考えていると思います。大人だけでなく子供も、できることだったら近道をしていきたい、あんまり余計歩きたくないというのが心の中にはあると思います。

今考えていますと、特に葵1丁目からの通学路なんですけれども、舟岡のたばこ屋さんまで行って、それから踏切を渡って、よしくらさんの前を通って役場の前の交差点を渡ってというのでは余りにも遠過ぎると思ひまして、私なりにちょっと考えた行程があります。といいますのは、確かに踏切は県道の中川線の踏切を渡らないといけないんですけれども、まず朝日眼科の前の踏切を渡りまして、鈴木モータースの角を右折しましてすぐに10メートルぐらいで田中たばこ屋さんがあるんですけれども、そこを左折しまして福井信用金庫の横に出ます。福井信用金庫の横から真っすぐ春日の交差点を渡ればより道のは短くなります。

さっきも申しましたように、確かに踏切は県道の踏切ですから交通量はありますけれども、踏切では車は必ず一旦停止しないといけないところですので、当然ですけど、一旦停止するということはその前後は徐行しないといけないことになります。徐行している車と、それからあそこを横断する子供たちが一緒になっても危険性というのはそんなに、通常の道路上よりは少ないのではないかとこのように考えました。それと含めて、先ほど申しましたようにいろいろな、変質者と言うと申しわけありませんけれども、ほかの事件が発生している中で、やはり登下校の道のと所要時間が短くなるほうがそういう交通事故以外の事件に遭う可能性は低くなると思います。

こういうことを考えますと、やはり前向きにもう1回検討していただきたいというのが本音でございます。何分にも子供たちのことですから、交通事故だけ

ではなくていろんなありとあらゆる方法を講じた安全性というのを考えないとい
けないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとももう1回検討をお願い
したいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今、長岡議員さんからいろいろご意見をいただき
ました。

先ほども言いましたように、この6月の見直しにかけた背景といたしますとあく
までも交通事故中心ということで、当然松岡小学校区の従来の6月までの通学路
につきましては県道を通って通学をしておりました。確かに時間的には短くて済
んだと思います。ただ、交通量は今の通学路と比べますと全然比べ物にならない
というようなことで、確かに交通事故を重点的に考えればいいのか、不審者対策
を考えればいいのかというようなことで分かれるとは思いますが、6月の
ときに見直しかけたのは、あくまでも交通量、京都の事故を受けまして交通量の
多いところを避けたほうが安全やというような、学校との関係でそういうふうに
判断をしたものでございますので、当然まだ今の道路が最善やとは思っておりま
せん。当然これから冬期間になって状況が変わってくると思いますし、またいろ
いろな問題が出てくるとは思います。

そこら辺につきましては、今後学校関係者と通学路の、どういたしますか、適正
かどうかというような判断をまたさせていただきたいなとも思っておりますので、
よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 課長のご意向はよくわかりました。ぜひとも事故が発生す
る前に、事件が起こる前に対策をとっていただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

続きまして、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

先般、子ども議会、8月29日に行われましたが、そのときにも一般質問の中
にご当地ナンバープレート事業のことについての質問がありました。今回、ここ
ではそのことについてお伺いしたいと思います。

平成23年の3月の定例会議のときに、「ご当地ナンバープレートを採用して
は」という題目で一般質問、私がさせていただきました。本年度の当初予算でナ
ンバープレート事業が予算化されておりました。ここまでは十分わかっております。

そしてなおかつ、先週の金曜日全戸配布された町からの配布物の中にナンバー

プレートについてのデザイン規格の募集のチラシが入っておりました。それを見たとき、私は、あらららららら、一般質問表を出しちゃったけど、まずいなという思いはしたんですけども、それはそれとしまして、今後の計画もできてらっしゃると思いましたので、ここでこれから先、事業の進め方、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 今、長岡議員さんのご質問のご当地ナンバープレートですが、議員さん申し上げましたとおり、子ども議会でご質問がございまして、早急にうちのほうもかからなあかんということで先日募集要項を全戸配布で配布させていただきました。また、マスコミのほう、新聞社等々ですが、そういった面につきましても投げ込みもさせていただいております。ホームページにつきましてもはまだちょっと掲載していないんですが、近日中にその要項を掲載させていただいて皆様からの募集をさせていただきたいと思っております。

この募集期間ですが、要項にも書いてございましたとおり、一応10月末を募集期間というふうにしてございます。この募集が終わりましたらデザインを決定するわけでございますが、デザインを決定させていただきまして即刻発注のほうにかかりたいというふうに思っております。また、この募集につきましてもどなたでも応募できます。大人、子供、何も差はございません。どなたでも応募できるようになっておりますので、ユニークなデザインを考案いただきまして、ぜひとも応募していただきたいというふうに考えてございます。

また、ナンバープレートの製作でございますが、形状が標準型のものとオリジナル型のものとがございます、そのどちらを選ぶかということで製作日数が少々異なります。どのようなデザインになるかでナンバープレートの納品期日というものが少々変わってくるということになりますので、交付開始日はまだ実はいつというふうには決めてございません。このナンバープレートのデザインが決まり次第、大体いつごろ交付できるかということは決めさせていただきたいというふうに思っております。

また、製作期間につきましては、最短で発注後約2か月か3か月が必要というふうにお聞きしております。標準型のものはいんですが、オリジナル型のものにつきましては少々期間を要するというので大体2か月か3か月というふうにお聞きしているわけでございます。できる限り早い時期に交付はさせていただきたいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、交付開始の際につきましては、原動機付自転車の登録者の皆様にご当地ナンバープレートの事業の趣旨につきましてご案内を行いまして、ぜひともオリジナルのナンバープレートを全員の方がつけていただくようにまた交付の推進を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。大筋で事業の流れがわかりました。

それで、お伺いいたします。この今募集しておられるデザインなんですけれども、決定するのはどういった方法で決定されるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） まだ決めてはございませんが、一応選考委員をつくりまして、そこでデザインの決定をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

私もせっかくだすから標準型よりもオリジナル型の変った形のデザインが出てくるといいなと思うんですけど、残念ながら私にはそのアイデアがありません。そういう力量がないんでしょうがないんですけども、本当に永平寺町らしいナンバープレートの原動機付自転車が町内を走り回っているとより町が明るく活性化してくるような思われますので、ぜひとも一日も早く推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、私の一般質問、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 私、2件の質問を通告してございます。

災害に対する質問、先ほど質問がございました。私は私なりに質問をさせていただきたいと思ひます。重複する質問等ございましたら省略されて結構かと思ひますので、私の質問にお答えをいただきたいと思いますと思ひます。

町では常に町民の安全、安心のために防災に対する施策を実施されており、また、昨年のも東日本大震災での教訓を生かし、さらにその取り組みには力を入れています。町民の災害に対するその関心は地域によってかなり格差があるように思われます。私は、少しでもその必要性、認識を持っていただきたいと思ひ

からこの質問をいたします。

「二百十日」「二百二十日」の言葉があります。9月のこの時期、台風の襲来を知らせる言葉として使われてきました。50年ほど以前、合併前の吉田郡、この永平寺町の地は九頭竜川の氾濫によりとうとい人命を失ったり、また家屋や田畑等が幾度となく災害に遭った記憶があります。災害は忘れたころにやってくるとも言われております。今日の気象の変化は異常であり、亜熱帯のような暑さや集中的なゲリラ豪雨による被害が各地で起きております。

そこで私は、災害に対する備え、災害が起きた場合を想定したその備えについて、町の体制についてお伺いをいたします。順を追ってお伺いいたしますので、順次ご回答をお願いいたします。

1つ目、気象庁から注意報、また警報が発令された場合、その情報等の収集及び町（職員等）の体制はどのようにされているのか。平日や日中、勤務中での場合、また夜間、休日等の場合はどうなのか、お願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 気象に関する注意報あるいは警報が発令された場合ですけれども、注意報の場合は特にこれといった特別な体制というものとはっておりませんが、警報が発令された場合は、実は本日も4時35分に大雨警報が永平寺町に発令されておまして現在も発令中でございます。そういったことで、警報が発令された場合には災害対策連絡室という、これ関係課長で構成しておりますけれども、この対策室を開催いたします。そしてそれぞれ事前のパトロールとか、それから事前に考えられる土のうの準備とか、そういったものを協議をします。そして実施をいたします。

このことについては、休日、夜間を問わず警報が発令された場合には、平日ですと総務課のほうを受けますが、夜間、休日におきましては日直者あるいは宿直者のほうから私のほうにまずは連絡が入って、私のほうから担当を通じて、今申し上げた災害対策連絡室のメンバーに連絡をして、そして至急集まって、今申し上げたような会議を開くようにしております。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） この議会が始まる前、先ほどもちょっと控室で皆さんとお話ししてたんですけど、非常に最近、警報、注意報の発令が何か頻繁に多いようにあります。職員の方、今お聞きしますと大変でしょうけど、ひとつまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目でございます。災害が発生した場合、先ほどもちょっと答えがあったと思いますが、これも平日、日中、勤務中、また夜間等が想定されますが、どういう体制をつくれるか、ちょっとお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） いろいろ災害がありますけれども、土砂災害、地震とか、そういった大きな災害が発生した場合には、これは町長を本部長といたしました災害対策本部を設置いたします。先ほども申し上げたように、それぞれの役割というものを全職員に宛てがってありますので、そういったことで災害への対応に当たることになっております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、職員には災害時の行動マニュアルというものを周知をしてございまして、このマニュアルに沿った対応をとっていただく。特に台風とか豪雨に対する対応あるいは火災に対応する対応、地震災害に対するといったような形でそれぞれの災害ごとに対応策が決まっております、そういった災害発生時にはそういった対応をとるということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 3つ目でございます。今ほどの災害が発生したときと関連をいたしますが、休日や夜間、職員の自宅の近くで火災や災害が発生したとき、その場合、その職員はどのような対応や体制づくりをされるのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず火災等につきましては、これは消防のほうから、今申し上げた我々課長に全て緊急メールでそういう情報が発信されます。また、あわせて総務課の生活安全室のほうからも、先ほど申し上げた災害対策連絡室のメンバーには電話等で連絡をすることになっております。

職員の自宅の近くでそういった火災等が発生した場合は、これはその職員はもちろんですけれども、火災の場合には我々町の職員も一応は現場に出向くことになっております。そして消防の活動の補助的な形での対応もさせていただきますし、また、被災された方のケアといいますか、一時的な避難所の確保等もやりますし、それから、場合によっては日赤奉仕団とか交通指導員あるいはガスの事業者等々への連絡等もしましてそれぞれの対応もさせていただくということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、小学校、中学校、幼稚園等での災害訓練の状況についてお伺いをいたします。どのような災害を想定され、避難訓練等を年何回ぐらい行われているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、永平寺町の各小中学校におきましては、年間で2回から3回の避難訓練を実施しております。その内容は、主に地震あるいは火災を想定した避難あるいは救助訓練ということになっております。そのほか、児童生徒の緊急の引き渡しとか、あるいは不審者が侵入した場合への対応、そういった訓練も行っております。

それから、各幼稚園、幼稚園におきましては、これは町の幼稚園、幼稚園マニュアルというものがございまして、これに基づきまして、地震あるいは台風、火災等の災害を想定した訓練を、これは毎月1回行っているところでございます。また、発生した場合は、保護者に対して緊急のメール配信システムというのに入っておりますので、そういったことで保護者への連絡も行っているところでございます。

また、本町を含めた役場の関係の施設においても、年間に数回そういう避難あるいは消火訓練等を行っているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ちょっと参考までに、今ほど町の職員の対応は総務課長のほうからお聞きしましたが、学校の教職員、また幼稚園の職員等は町の職員に準じた対応をされるのかどうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

町の職員とは一緒にはやっておりません。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 先ほど総務課長に町の職員の対応をいろいろお聞きしましたが、学校とかそういうのは別の行動をされるということでしょうか。

次に、各地域、集落等によっては防災に対する関心について、その備えやその格差、つまり温度差があるように思われますが、指導的立場の町として、その対策はあるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、90の地域全てで自主防災組織を立ち上げていた

だいております。その自主防災組織の活動につきましては、今おっしゃるよう
地域によって少し違いがあります。全てが同じような形で取り組んでいただ
いるわけではございません。そういうことで、先ほどもちょっと申し上げたよ
うに、今、自主防災組織の連絡協議会というものを各地区で設立していただ
くようにしております。そういう目的の一つに、それぞれの自主防災組織のそ
ういった取り組みの違いといいますか差を、連絡協議会というものを組織
することによって埋めていこうというふうな考え方があります。

また、それぞれの小さな集落単位での訓練も非常に重要ですが、もう少
し広げて広域的な形での訓練というのも非常に重要であろうというふう
に考えております。例えば、ある集落によっては昼の災害にちょっと対応
できづらいというふうなところでも、ある集落ではそれができるとい
うふうなことも考えられます。そういったことで、少し広域的に活動する
ことによってお互いにその地域が支え合うことができるであろうとい
ったようなことから、そういう連絡協議会というものを立ち上げていた
だきたいというふうに考えております。そういうことを今進めていると
ころでございます。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、町の各地区の避難場所でございます。これ
については見直しをしていると、非常に安全な場所でもないようなところ
も避難場所にされているということで見直し作業をされていると思いま
すが、現在の進捗状況をちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、町の地域防災計画の見直しを進めて
おります。この中で、今おっしゃったように避難場所が定められてお
りますが、これを今見直すこととしております。

既に幾つかの地域では、地域のほうからみずから町のほうに、うちの
場合、ここではちょっとこういった災害に
応じられないというようなことから、
避難場所を変更してくださいと言
って申し出た地域もございま
す。それにつきましては我々の
ほうで既に變更しております
けれども、今、防災計画を見
直している中で、あわせて
その一時避難場所あるいは
広域避難場所の見直しも
進めているところでござ
います。

それが終わりましたら、また
こういったガイドブックを
作成しておりますけれど
も、これも見直しした中
でその結果をもう一度、
これつくり直して各お
宅に配布

をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ありがとうございます。

これちょっと通告をしてなかったわけですけども、建設課長にお願いをしたいと思います。この回答につきましては、後日に開かれます常任委員会でご回答いただければ結構かと思えます。

河川災害でございます。集中的な豪雨による災害の町内の主要な河川の防災対策工事、既に進められておると思いますが、現在の状況と、まだ着手していない河川の危険箇所でございます。その危険箇所の点検はされていると思いますが、その応急的な措置や、もし豪雨により危険と判断したときにその付近の町民に対する情報の的確な周知の方法、手段等には万全を期していただきたいと思えますので、この件につきましてまた後日の委員会のほうでご回答をいただければ幸いかと思えます。よろしく願いいたします。

町では毎年、この10月に町挙げての災害訓練を実施しております。「毎年一緒なことばかりや」「何度やっても同じことや」という声も聞こえますが、私は同じことの繰り返し、いざとなったときにその効果が必ず発揮されるものだと思っております。それは昨年の東日本大震災での地域によってそれが実証されておりました。備えあれば憂いなしと申します。安全、安心、財産を守るためにも今後ともよろしく願いをしたいと思っております。

次に、町の福祉施策について伺いをいたします。

地方行政の重要な位置づけとして福祉施策は常に1番に上げられ、首長や議会議員の選挙の公約にもこの福祉は必ず上げられます。

そこで、私は、この重要な福祉について質問というより、この4月に新福祉の担当の課長として任命されました福祉保健課長に、永平寺町の福祉について、その取り組み方やお考え、またその思い、お気持ちをお聞かせ願いたいと思えます。

また、あわせて、去る3月の定例議会に、私、一般質問で交差点での高齢者の例、車椅子の障害者の事例を挙げましたが、このことについてもその感想があればぜひともお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） それでは、お答えさせていただきます。

ご質問が2つほどあったと思うんですけども、前段の私の福祉の取り組み方についての考えということでございますけれども、現在65歳以上の方の人口、

これが5, 139名、8月1日現在の住民登録の人数でございます。それから障害者の手帳の交付の数ですけれども、平成23年度で1, 392名、それから介護保険の認定者の数でございますけれども918名、これも8月1日現在でございますけれども、この方がおられます。

町では、これらの方に対しまして、障害者福祉関係の町単独事業で実施しております施設通所交通事業や老人福祉関係の在宅サービス、それから介護者の慰労金事業、そのほかに、子供に関してでございますけれども、子ども医療費助成など、国等の支援事業も含め、さまざまな事業を行っているところでございます。町の振興計画でも「健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして」を目標に、高齢者や障害のある人がともに安心して暮らせる福祉事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、第2点でございますけれども、24年3月議会での齋藤議員さんの質問での私の考えはどうかというふうなご質問でございました。

24年3月議会において述べられた高齢者及び障害者への事例についてでございますけれども、現在、社会生活において核家族化が進んで少子・高齢化、それから数、規模の変化等もございます。最近では、近隣でもお互い余り干渉し合わないような関係になりつつというふうなこともあろうかと思えます。高齢者の方や障害者に限らず、身の回りで困っている方への支援は必要でございますし、今誰もが望んでおりますように、「住み慣れた地域で安心して暮らす」を実現するためには、地域住民がお互いにつながりと、それから思いやりを持って支え合い助け合うという思いが大切かと思っております。公的福祉の支援とか、それから社会福祉協議会等の支援もございますけれども、地域住民の相互の声かけによるお手伝いも福祉事業の一つというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 私、3月には、相手の立場に立った福祉を考えてほしいというふうなことからこういう事例を挙げさせていただきました。一方的ではなく、受ける側の気持ちに立った施設、多少冷たいことがあったとしても、その受けるほうの立場に立った施策をすれば、必ずやそれがいいほうに報われると。

それからもう一つ、先ほどちょっと触れましたが、地域によって支え合う。しかし、地域の方がその支え合う方法を知らなかったらどうなのか。そんな点も問題かと思えます。私は、地域の方が支え合う、そういうふうなことを行政が教え

てあげると。地域ではこういうぐあいにして皆さんを支えてあげるんですよという
ことを教えてあげると。つまり、相手の立場に立った、こちらから一方的に押
しつけるのではなく、逆の立場に立った福祉施策をこれから推進していただき
たいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本年、介護保険料が、永平寺町、相当高くなりました。その要因の分析は十分
にされていると思ひますが、どのようにされたのか。それをもとに今後の対策で
ございます。町としての方策を考えられておりますのかどうかをお伺ひいたしま
す。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今、介護保険料、大変高くなってございました。大きな要因としましては、介
護保険事業の負担における第1号被保険者、いわゆる65歳以上の被保険者の方
の負担割合、これが第4期の介護保険計画期間、21年から23年までの3年間
でございましたけれども、その期間については割合が20%というふうな割合で
ございましたけれども、第5期の計画においては21%。わずかプラス1%なん
ですけれども、これも大分大きな要因と考えております。

それから、今まで介護保険料を財源としました介護保険料の準備基金、これが
ほとんどなくなっているような状態でございます。もしたくさんあれば第5期の
介護保険の算出時にその基金の取り崩しというふうなことも見込むことができた
んですけれども、今言いましたように準備基金が少なくなったということで、第
5期のほうの介護保険の算出には回せなくなったというふうなこともあります。

それから、第5期の介護保険計画において介護報酬費、これの改定がございま
して、サービス報酬の増額、在宅でプラス1%、それから施設サービスに関して
は0.2%の増額があったというふうなことがありまして、主な要因として考え
られると思ひております。

それから、今後の対策というふうなご質問でございました。

平成23年度の介護保険特別会計の決算の中身を見ますと、施設介護のサービ
ス給付費の割合が全体でいいますと51.1%、半分以上をちょっと占めている
ような状況でおります。当然これも介護保険料に大きく影響してくると思われま
す。この状況を見ますと、いわゆる介護認定者にならないように健康づくりに関
する意識の啓発、あるいは講座、教室等の推進、地域ふれあいサロン等の促進、
それから今軽い方、要支援の状態の方ですけれども、こういうふうな方が要介護

状態にならないような介護予防教室の促進とか、それから地域包括支援センターと連携しながらさまざまなケアシステム、こういうふうなものを構築して在宅での介護予防というふうなことに取り組む必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 齋藤君。

○4番（齋藤則男君） この介護保険制度、みんなで支え合うと言いながら、市町村にとっては非常に負担がかかる事業だと私は思っております。施設入所がふえれば恐らく保険料は高くなると。今分析もされているとおりに大変な作業ではございますけど、介護保険料、我々に全て返ってくるわけでございますので、ことしのよう非常に高額な上がり方をすると、やはり非常に負担もふえるというふうなことから、町ではできるだけ早目早目に手を打って分析をしていただいて、いろんな方法があると思うんですね、やり方によっては。だからそういうふうなところを担当課としても町民の目線に立ってひとつ頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後とも、町民の福祉増進のために努力をしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

1時から再開いたします。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 私は、通告に従いまして、今回3問の質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

早速質問に入らせていただきます。

1問目でございますが、小地域福祉委員会の設立促進についてでございます。

ことしの6月29日に東古市小地域福祉委員会を立ち上げました。当委員会のメンバーには、区長を初め、福祉関係の福祉委員、民生委員及び各種団体長の13名で構成されています。私は、福祉を取り巻く地域の課題はその地域で考えていこうという、この当委員会の取り組みが全集落にできるだけ早く浸透すること

を願って質問をさせていただきます。

まず、この小地域福祉委員会の設立推進につきましては社会福祉協議会が主に行っていると思います。本町と当協議会との関係といたしますか、その立場というかスタンスについてお聞きしたいと思います。あわせて、当委員会の設置目的と内容についてお示してください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会が主体となって設置しております小地域福祉委員会でございますけれども、議員さんおっしゃられるように、地域の中で全ての住民が地域の一員として安心して生活ができるよう住民が進んで協力し、互いに助け合い、支え合うことで住みよいまちづくりを目指すために、区長、民生委員あるいはボランティアなどの構成員で組織されております。地域の情報が福祉協議会で集約されると思っておりますけれども、具体的ケースについても情報交換する中で、町あるいは行政が取り組む支援事業の実施など、社協との連携や支援についての役割分担が重要な部分があるかと思っております。また、このような委員会における研修会などの支援も町としても必要かと思っております。

続きまして、当委員会の目的ということでございますけれども、身近な生活の場において住民の生活段階で起こり得ますさまざまな不安や困り事に対応して安心して地域づくりを目指すために、力を合わせまして、区長、民生委員、ボランティアの方々と協力しながらお互いにつながりと思いやりを持って支え合う、助け合うという、そういうふうな心で事業を進めていただきまして、住民自身による自主的な小地域福祉委員会の活動を目的としているようなわけでございます。

内容としましてはでございますけれども、何遍も言いますように、繰り返しになりますけれども、生活課題を一人で抱え込まずにみんなで解決するために方策を考え、情報を交換し、見守り活動、それから世代間交流、安心カードの作成、それから地域ふれあいサロンの支援、福祉マップの作成等の活動を行っているように聞いております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 社協と行政、役場とは運命共同体というふうに捉えればいいかなと思います。

次に、構成メンバーの中に福祉委員と民生委員がいるんですが、この福祉委員

と民生委員の定義といたしますか、役割の違いといたしますか、そういったところのご教示をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 民生委員につきましては民生委員法に設置が定められてございまして、児童委員につきましては児童福祉法によって民生委員が兼ねるといふふうになってございます。

役割としましては、社会全体に対する奉仕の精神、それから無償の対価を要求するものではないと。有形無形の対価を要求するものではないというふうな活動をしていただきます。それから社会福祉行政の協力機関と位置づけされておまして、施策により提供されるサービス、利用者本位の視点が必要になってくるということでございます。それから地域住民を対象に幅広く相談に応じ、生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、それから障害者等の社会的支援が必要な方に対して必要な助言を行うというふうになっております。この職務に当たっては、個人の人格を尊重して、秘密の保持、それから差別的または優先的な取り扱いをしないというふうな規定を定めております。

それから、福祉委員会でございますけれども、これは社会福祉協議会独自の取り組みでございまして、担当地区での福祉問題の気づき、社協等の関係機関からの福祉情報の提供、問題解決のための協力者や仲間づくりを進める、把握した福祉問題を区長や民生委員さんなどと関係者との連絡をとる、社会福祉協議会が進める地域福祉活動への協力、それから募金活動の協力をするというふうな役割がございまして、民生委員、児童委員につきましては法規設置であり、福祉委員は社会福祉協議会の任意設置というふうになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

福祉委員につきましては社協の会長が任命して各地区2名ですか、もう一つの民生委員は国からの委嘱ということで100世帯に1人ということをお聞きしています。任期为3年ということで。

この100世帯に1人ということは、集落が2ないし3地区に1人のところもあると思います。したがって、民生委員のいない集落はどれだけあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） お答えさせていただきます。

現在、民生委員は主任児童委員も含めまして、松岡地区で24名、永平寺地区で17名、上志比地区で11名の52名の方がおられます。行政区単位では、松岡地区で28の行政区、永平寺地区で10の行政区、上志比地区で7の行政区に単独の民生委員さんはおられません。ですけれども、今議員さんおっしゃったように、世帯数の少ない行政区を幾つか合わせて担当区域として民生委員をお願いしておりますので、全ての行政区において担当民生委員が配置されている状況でございます。

なお、ことしの8月に民生委員が不在の地区が生じているところでございますけれども、地区の区長様に公認の民生委員の推薦をお願いしているような現状でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） そうすると、民生委員のいない集落が何地区なるんですか、相当あるように思います。こういったことを踏まえて小地域福祉委員会の活動例を見ますと大変多岐にわたっているわけですが、その中で災害時の要援護者台帳の整理もその一つにあるかと思えます。

私は地域の自治防災組織の一員として当委員会に所属しております。その観点からお聞きするわけですが、有事の際、要援護者や高齢者の救出した者の名簿を事前に把握しておくために災害時要援護者台帳を作成するわけですが、従来、自治防災組織は個人情報の保護のために情報を入手するのが非常に困難だったとある区長さんから聞いております。

そういったことを受けて私質問しているわけですが、今回、東古市では、当委員会を立ち上げたことで民生委員さんとの情報も共有できるということになりまして、こういった問題も解消されました。そこで、先ほどの集落に民生委員さんがいない場合でも、福祉委員さん等もおりますからその情報が共有できて問題が解消されると思うんですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 今、社協が設置しております小地域福祉委員会、何遍も申しますけれども、区長、それから民生委員、福祉委員、ボランティアの方々に構成されておりますけれども、先ほども述べましたように各集落の担当の民生委員が必ずおられますので、民生委員さんが持つておられます情報は共有で

きるかと思っております。ただし、個人情報観点から、取り扱いには十分注意をしていただきますようお願いしているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） そんなことを強くアピールして進めていただければいいかなと。

それで、ことしの6月29日の時点、これは東古市が立ち上げた日なんですが、設置区が37区、松岡地区で15区、永平寺地区で12区、上志比地区で10区が立ち上げておりました。現時点の設置数を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 8月31日現在で、松岡地区が17地区、永平寺地区が13地区、上志比地区は10地区の合計40地区の小地域委員会が設置されていると確認しております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） この委員会の役割、地域に潜在する福祉を取り巻く現状から鑑みて、大変で重要で有効なものと考えております。

もとより行政も一体となって設置のためにご努力をされているわけですが、その目標年次を立てておられるのかちょっとお聞きしたいのと、一日も早く全集落が設置されるように望むわけですが、ご所見をお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 年次目標というふうなご質問でございましたけれども、年次目標は持っておりません。原則、各集落1委員会が理想ではございますけれども、今後、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯が増加すると見込まれますので、地域の人との交流が少なくなり孤立して深刻な状態にならないように、また災害や緊急事態が起こったときにお互いが助け合うためにも、区長、民生委員、それから福祉委員等の合同研修会への支援、協力を行っていきたく思っております。世帯数の少ない集落においては、近隣の集落と合同での設置を進めていきますよう、社会福祉協議会と連携をとっていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

重ねて申し上げますけれども、一日も早く全集落に設置されるようご努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問ですが、自主防災連絡協議会について早期設立をとということで、年内に設立をできないかという質問でございます。このことにつきましては6月議会で川崎議員が質問されていますので、私のほうからは単刀直入にお聞きしたいと思います。

6月の時点で計画している8つの自主防災連絡協議会のうち、御陵地区と永平寺北地区の立ち上げはお聞きしております。7月には区長会も開催されたということで、その後の動きをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、2つの地域で連絡協議会を立ち上げていただいております。

その後ですけれども、今、永平寺の南地区で設立の話合いがされておまして、11月にその地区の区長さんの連絡会がありまして、そこでその要項等を協議されるというふうに聞いております。そういうことを済ませながら年度内にはというふうなことを聞いております。また、上志比地区は10月に連絡協議会が設立されるというふうなことを伺っております。

今、現状はそういうところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 当時の話では、残りの地区も今年度中に立ち上げると聞いております。

そこで、ある区長からなんですが、防災の対応について地区内でいろいろ悩みがあって、その連絡協議会での話し合い等で問題を共有し合って解決の糸口が図られれば有意義なことであるというふうなことで、年度内と言わずに年内、いわゆる今の区長さんの任期中に早急に立ち上げをできないかと、そういう要望を聞いているわけですが、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 連絡協議会の設立の目的といいますのは、先ほど齋藤議員にお答えをさせていただきました。そういったことで、今まだ協議会の立ち上がっていない地域につきましては、私どものほうで何回となく出向いていきまして、自主防災組織の代表者あるいは区長さん方と十分話し合いをしております。

そういった中で、今おっしゃるように、相当、おんなじ地区の中にあってもそれぞれの集落単位でやはりまだちょっとした差があるということでございまして、全ての地域で同時に立ち上げるというのはなかなかちょっと難しいんですけども、今、そういうふうなことで、我々のほうは総務課、そして消防のほうと協力して地域に出向いて、この設立について理解をしていただくように繰り返し要請をしているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 区長さんがかわれば、また一から説明されて相当の時間がかかるといって、そういった観点からちょっと質問させていただきました。相手もあることですので相当苦勞されると思いますけど、どうかご努力をお願いいたします。

次の3問目の質問に移ります。

3問目は、踏切改良を計画的に実施してほしいなということで、これは生活安全、交通安全の視点から、歩行者、自動車、さらには電車それぞれがともに安全で安心して通行できるよう、えち鉄の踏切改良についての質問でございます。

かつては、電車の廃線か存続かということで、問題が長きにわたって議論された時代がございました。残念ながら永平寺線につきましては、当時の首長の言葉をかりれば、苦渋の決断で廃線に至った経緯がございます。一方で、勝山永平寺線につきましては、幸いにして地域沿線住民の熱い熱望によりましてえちぜん鉄道として残されることになって現在に至っております。したがって、このえち鉄は町内を南北に分断するような形で東西に走っている形でございます。電車が走っている限り、地域住民にとって踏切は児童の通学、そして通勤等の生活道路として将来的にずっとかかわっていくものであります。

昭和30年代から、また高度経済成長とともに女性や年配者等のドライバーが増加しまして、徐々に自動車の台数がふえております。一方で、踏切は、規制緩和も進みましたが、徐々に改良されてきておりますが、まだまだ多くは旧態然のままでございます。電車事業者から見ると、一つでも踏切が少なければそれだけ安全性が増すと言えます。また、見方によっては、狭い踏切のほうがかえって事故防止につながることもとれます。しかし、現存する以上は双方、電車側、道路側から見て、より安全性が求められると思います。

そこで、まず町内踏切の現状について、その種類、内容、種別ごとの数などを、できましたら地区別にお知らせいただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 踏切の種類には、まず第1種から第4種までございます。

種類別の内容につきましては、まず第1種が、自動遮断器が設置されているか、または踏切保安係が配置されている踏切でございます。次に第2種は、一定時間を限り踏切保安係が遮断機を操作する踏切。これは今のところ永平寺町管内にはございません。第3種は、踏切警報機と踏切警標——これ踏切の看板ですね——がついている踏切。第4種でございますが、踏切警標だけの踏切で、列車の接近を知らせる装置がない踏切が第4種となっております。

永平寺町の管内には45カ所の踏切がございます。第1種が26カ所、第3種が7カ所、第4種が12カ所でございます。ちなみに地区別で申し上げますと、松岡地区が12カ所。細部に申し上げますと、第1種が7カ所、第3種が1カ所、第4種が4カ所でございます。永平寺地区は17カ所ございます。第1種が9カ所、第3種が3カ所、第4種が5カ所。次に上志比地区、16カ所ございます。そのうち、第1種が10カ所、第3種が3カ所、第4種が3カ所となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

一昨年、松岡薬師踏切の改修工事を行っております。今の説明ですと、この薬師踏切は自動遮断器が設置されていますから第1種踏切になると思うんですが。

実は5月の議会と語ろう会で、これ志比塚地区の公民館でしたが、自動車が通れるように、せめて自動二輪でも通れるようにと、その切実な地元の要望があったわけです。この方は、伺いますと地域を代表して要望されたと思うんですが、この1種踏切にふさわしい形になりませんか。どうなんでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 薬師踏切の設置につきましては、松岡薬師3丁目がえちぜん鉄道に沿って東西に宅地形成がなされております。それと袋小路であることから、緊急避難時や災害時における避難路の確保として踏切設置要望が強く、新規踏切設置が困難の中、関係各位のご協力もあり、平成22年3月に竣工いたしました。

計画段階で車両の通行ができる踏切として関係機関と十分協議したところでございますが、車やバイクが通行できるようにするには、踏切から接道する国道4

16号への道路線形変更、道路の高さを変更することなどの課題がございます。
今後、地域の状況や国道416号の交通量の推移を見ながら、関係機関と十分協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 今課長のほうから言われたように、あの地域は袋小路ということで、この踏切が通れるようになれば区内を循環できて防災面でも非常に有効だと思うんです。何とか地元要望に応じてあげていただきたいなど、こういうふうに思います。

次に、1種踏切でも軌道敷の狭い箇所、それからまた斜め横断の危険と思われる踏切がございます。ほとんど町道にかかる踏切は、大型自動車、バスは通行のための規制がかかっています。また、3種、4種踏切でも、中には結構幅員の広い、しかも、生活圏内においてですが、前後の道路が十分に広い箇所があります。もちろんこういった単純な発想で踏切改良ができるとは考えておりませんが、やはり安全面を考えると、どうしても一歩でも前に進めて1年に1カ所でも2カ所でも計画的にそのランクアップの改良ができないかなと、また進めていただきたいなど、こういうふうに思うわけですがどうでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 計画的な踏切改良ということでございますが、まず踏切改良は、踏切道改良促進法の踏切道の拡幅に係る指針に、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化として、立体交差化、統廃合などにより除却することが基本方針と定められております。車道を有しない場合や自動車の通行が禁止されている踏切道の改良はできないことになっております。

踏切拡幅につきましては、前後の道路が標準幅員で2車線分を確保されており、近隣の踏切道の有無、地域状況などから統廃合が早期にできない場合に実施することが可能となっております。

町でも、薬師踏切のように、緊急時や災害時の避難路として地形的に必要な場合、光明寺2号踏切では、新たに道路が整備され集落との連結機能が必要な場合、また、本年度踏切改良をいたします上志比中学校前踏切では、文教施設や通学路としての重要路線であることなどを整備対象と位置づけて、現在、踏切改良を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 非常に難しいところもあるようでございます。

困難なことは承知しているわけですが、一つこんなことも考えられるんじゃないかなと思います。町内の道路網環境は以前と比べて相当進化しております。機能補償道路、これは平成24年度末完成といったこと、それから中部縦貫自動車道は永平寺大野道路間全線開通が平成28年度末完成といった中で、そういった中で南北を連絡するアクセス道路の構築は大変重要であると思います。そんな中でどうしてもネックといいますか、言葉はあれですが、踏切がございませう。

今、例えば消防のことで例に挙げれば、消防署の統合問題がいよいよ本格的になってまいりました。町長は本会議の開会の挨拶の中で1署体制の方針を示され、庁舎は永平寺開発センターを改修して行うということでありました。消防署統合の体制づくりの中で、やはり道路の果たす役割は最大でございませう。したがって、中部縦貫自動車道及び機能補償道路の果たすものは大規模災害時に効果が大きくなります。したがって、消防署本署が永平寺支所のところに来るとしたならば、それらの道路へのアクセス道路の構築が課題でありまして、どうしてもえち鉄踏切が絡んできます。今のうちから、そういった観点からも意識を持って対処してまいらねばならないと、こういうふうに思います。

消防車も大型化しております。緊急車両の優先的な配慮があるにしましても、踏切構造上、安全に対するランクアップは重要なことと認識しておりますが、特にこの消防の問題はさることながら、この南北を連絡するアクセス関連についてのご所見をひとつ伺いしたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほど議員さんも言われたとおり、中部縦貫自動車道、永平寺大野道路の全線供用開始を平成28年度を目標に、現在、国、県、町が一体となって推進しております。また、一般県道栃神谷鳴鹿森田線、通称機能補償道路につきましても本年度末の完成、供用を目指しているところでございませう。

そういったところから、開発センターに消防本署が置かれた場合、南北への道路アクセスの重要性は十分認識しているところでございませう。また、それに関連して踏切改良についても十分検討していかなければならないと考えております。また、アクセス道路の整備には、関係地区、えちぜん鉄道を初めとする関係者と十分協議が必要であると考えておりますので、今後も十分な検討が必要かと思ひております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問の中で、東古市区の道路整備でございますが、現在、永平寺口駅周辺の整備をいたしております。レンガ館周辺のロータリー道路と国道364号、また国道416号までの道路整備を計画推進しております。

議員さんご質問のレンガ館の東側のえちぜん鉄道の南北を連絡する道路だと思えますけれども、この踏切改良につきましては、地元のご理解、またご協力をいただきまして今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 今、建設課長と企画財政課長、答弁いただきましたけれども、言われるように、特にその辺の話は大事であろうと思います。やはり時間を置くと5年、10年があつという間にたってしまう。ちょっと余談ですけど、ことし砂防ダムの実施設計、砂防指定地の実施設計の予算が上がっていましたが、あの話が種をまいて少し芽が出ようかなと思う、あれが10年たっていますね。当の永平寺地区のときからの話で十何年はたっています。そういったことですぐ時間がたってしまうので、ぜひとも継続的に議論を深めていていただきたいなど、こういうふうに思います。

特に今企画課長が言われるような永平寺口駅からの東の南へのアクセス問題、これは今後ほかの議員さんからも出てくると思いますので、ひとつよろしく願いたいなど、こういうふうに思います。

次にお聞きします。3種の踏切で、例えば下志比1号踏切、これは駅のそばにある踏切ですが、この踏切には大型自動車、大型バスの通行禁止の規制がかかっています。そのすぐ西側にあるのが谷口2号踏切というんですが、これは幅員が3.6メートルございます。ここは自動二輪、農耕用の車両を除いて通行禁止の規制がかかっています。現実には、この谷口2号踏切も下志比の1号踏切も同じように生活道路として通行されております。また、宅配車や一般車両も何事もないかのごとく常時通行しています。これを言うと寝た子を起こすことになるかなと思うんですが、通行を黙認するぐらいなら規制を解除できないかなと思うところでは。

前段質問をしましたように、南のほうには機能補償道路が既に供用されている

状況下です。今、時代の背景、それから周辺の環境も考慮しないといけないのではと思いますが、いかがでしょうか。少なくとも規制を解除するためには改良しないのであれば、そういったところも鑑みて計画的な改良を進めていただきたいと思いますと思うところです。ご所見をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 下志比1号踏切は、大型貨物自動車など大型乗用自動車の通行禁止規制がかかっており普通乗用車の通行は可能でございますが、谷口2号踏切につきましては、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、3月1日から12月10日までが軽、小型特殊を除く二輪の自動車以外の自動車通行どめの規制がされております。12月11日から2月末日までは車両通行どめといった期間通行禁止規制がかかっておりまして、1年を通し普通乗用車以上の通行ができないこととなっております。まず、道路交通法で通行禁止規制がかけられておりますので、通行される方々に法令を遵守していただくことが前提でございます。

通行禁止規制につきまして永平寺警察署に確認いたしましたところ、現状の接道がくの字に曲がっております。斜め軌道といった形状などから普通乗用車の通行にはまず適さないと。安全性を考慮した上で福井県公安委員会により通行規制の標識が設置されているところでございます。

そういったところから通行禁止規制を解除するためには、やはり道路線形を変えるなど大きな課題がございますので、どうかご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） そうですね。取り締まり等で、公安に対して寝た子を起こすようなことになっては、ケースがケースなので地元に対して非常に迷惑なことになりかねないんで。

実はこんな話がありました。以前に、法寺岡2号踏切のことですが、2号というのは法寺岡集落のほぼ中央にある踏切なんです。ここは3種踏切で交通規制がかかっておりました。そこで警察官がその踏切を監視中に、通りがかりの地元の人に注意したんですね。ところが逆に警察官が怒られるという一幕を聞いております。そのぐらい地元に着した踏切ということであって、現在は1種踏切に改良されておりますけれども、やはり時代の背景、これは考慮する必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

さらには、ここが肝心なんですが、中部運輸局、それから公安委員会も関係し

ますんで踏切改良の緩和策をさらに進めていただくように行政主導を発揮して
いただいて、そして電車側も道路側も地域がともに安全で安心できるような施策を
推進していただきたいと思うところでございます。

いろいろ申し上げたんですが、最後に副町長のほうから何かまとめたことで一
言お願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 踏切道路の改良につきましては、踏切道改良促進法という
法律の中で、交通事故の防止、それから交通の円滑化に寄与することを目的に踏
切道を改良するというのがうたわれているということでございます。そうした
ことから、個々の踏切道の交通量の実態を十分見きわめまして、また、その踏切
道を改良することが踏切での事故防止につながるのかどうか、それから交通の円
滑化に資するんかどうか、こういった点から十分検討いたしまして、地域にとっ
て真に必要な踏切改良につきましては、中部運輸局等関係機関への要望、それか
らその実現に努めていく必要があるかなど、このように考えております。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

先般、駅のそばにある松岡踏切、あれは1種踏切だと思います。そこにもかか
わらず、電車と軽乗用車の衝突事故がありました。いろいろ申し上げましても、
本質的にはドライバー本人の安全に対する自己管理が大切でございます。日々交
通事故がない世の中をこいねがいまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

55分まで休憩いたします。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（伊藤博夫君） （録音切れ）

先立ちまして再開いたします。

続きまして、6番、原田君の質問を許します。

原田君。

○6番（原田武紀君） 私は今回、3点の質問を用意しております。よろしくお願
いしたいと思います。

まず最初に、職員数削減計画の変更はなぜなのかということで、これ定員適正化計画のことなんですけれども、平成23年1月の全員協議会で平成23年度から5カ年間の第2次行政改革大綱実施計画というのが示され、町の行政改革も次のステップに入りました。その中の最重点施策である定員管理の適正化については、本年5月の全員協議会で今年度の職員退職と採用人数、また平成25年度の職員数の計画について説明がありました。

現在の平成24年度は264名であり、合併したときの平成18年度と比較すると44名の減となっていると。また、来年度の平成25年度は、退職予定者が16名、新規採用者が12名で対前年比4名減の260名体制となるということで、今後はこの260名体制。その内訳というのは現時点では、保育士さんが55名、消防職員36名、調理の技能員が29名、保健師9名、栄養士1名。そうしますと一般の事務職というのは130名ということになりますけれども、この130名というんか、260名体制を基準にしていきたいという説明がありました。

一方で、吉田郡三町村合併協議会がまとめた新町まちづくり計画では、「3町村の一般職員は現在286名ですが、合併後10年間で約70名の減を、15年間で約100名の減を見込んでいます」と書いてあります。また、一般職の減による経費の削減効果を、合併後10年間で約13.3億円、15年間で約30.9億円としています。合併協議会の286名には、ちょっとこれ総務課長に事前に確認しますと、消防職員44名と派遣職員の7名は含まれていない数字であるというようなことでありますので、それらに44名と7名を加えると実質は337名。当時は、これ合併1年前のことになるんですけれども、その337名が在職していたということになるかと思えます。そういったことで、そこから合併10年目の平成27年度目標を、その337名から70名減ということになりますと267名ということになりますから、平成25年度の目標が260名であれば、これについては2年間前倒しでこの目標が達成されたということになっております。ただ、合併15年後は100名減の約237名体制になるんですけれども、そういうことを考えるとちょっと新しい提案の260名体制というのは大幅な修正となろうかと思えます。

合併協議会が出したものが金科玉条だとは申し上げませんが、一応その当時としてはいろんなものを参考にしながら、一番の問題というのは、やっぱり私が考えるには、普通交付税が当時で合併時の約30億円から大体10億円ぐら

いが減るということで約20億円程度になるんじゃないかなというような予想を立てておりましたから、その辺の財源の縮小というのが一番大きかったと思いますけれども。それについては少し前の企画財政課長の説明では、これ二、三年前だと思えますけれども、特例措置が終わる時点の見通しですが、平成21年度と平成33年度に係る財源を単純に比較すると普通交付税の合併算定替え分で約7億6,000万円の減と推計されるというような答弁がありましたので、それについては当初の10億からすると7億6,500万の減ということですからかなり減の見込みというのは修正されたんかなという感じはしておりますし、最近の状態をしてみますと、合併時は普通交付税で大体30億円ありましたのが、現在では、平成23年度の決算では34億円ということですから、逆に当時、年々普通交付税というのは減っていくだろうというようなことを予想しておったんですけれども実際には4億円あたりふえているということで、その辺の情勢の変化があったんじゃないかなというふうなことも考えられます。

そういったことで、合併協議会の中では類似団体の職員数がどうかなというようなことも検討しております、そういったことからその100名減という数字が出てきたと思うんですね。当時、人口1,000人当たりの職員数ということで、全国市町村平均というのは8人だと。それで合併時、永平寺町は14.24人であったというようなこと。それから全国の同じような類似団体の平均が7.03人。それで類似団体132団体があるうちの大体130人ぐらいということで、あとのほうには2人ほどしかいないということで、当時から職員数というのはかなり、合併した当時ですからちょっと多かったなというようなところもあまして、合併協議会の中では100名、15年後の合併一本算定替えを考える中ではそれくらいに少し厳しくしたというような経緯があったかと思えます。

それでお尋ねしますけれども、新提案の260名体制というのは合併当時より大幅に国や県からの委託事務がふえたためという説明を聞いておりますが、その委託事務というのはどのようなものがあって、どれぐらいの人工があるかということでこの260名体制を打ち出されたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 職員削減のお尋ねでございますけれども、まず最初の一つ申し上げたいと思います。

今議員がご質問の中でおっしゃっていたように、合併協議会が作りしました新

町まちづくり計画、この中で一番最後のページに書いてあるわけですが、職員の数を合併10年後には70名、そして15年後には100名の削減をするというふうな記述がございます。それで、このときにそういった職員数を削減すると、こういう考え方が出てきた大きな比較を一つしているわけなんです、その比較の対象が、実は当時、吉田郡3町村の合計の人口とよくよく似通っているある町の職員数を比較の対象としております。当然私どものほうの3町村はこれから合併をするという状況でありましたし、比較をしたある町も合併をするということで、なくなっていく町であったんですね。我々は新しく大きくなっていく。そういう状況の違いがございました。そして、その比較したある町の職員とその当時の我々3町村の合計の職員数を比較して、今言ったような削減の計画が出てきたというふうに、これは合併協議会の職員であった者に確認をさせていただいたところでございます。

それです、今申し上げたように、我々の3町村は合併して新しい町となる、そして比較したところは合併前の、それも新しい市になる、そういったなくなっていく町ということで、そういう少し状況の違った状況での比較ということもございました。そして、特にこれはよくご存じだと思うんですけども、新永平寺町の場合は支所方式というものを導入するということが合併協議会でも決定をされております。それから、小中学校、幼稚園等については、全て合併前の状況をそのまま引き継ぐといったような形で合併がなされたわけでございます。そういったことで、比較する自治体の状況と、それから合併した新しい永平寺町の中には単純に比較してもちょっと比較し切れない部分があったということが言えるかと思えます。まずそういうことを前提にわかっていたいただきたいということでございます。

それで、先ほどおっしゃったように、今現在は264名ですか、の体制で業務を行っておりますけれども、これからは260名の体制で進めていきたいということでございます。それで、やはり新しい町になって新しい業務といいますか、力を入れて業務を行うといったようなことから、ほかの町にはないような新しい課も幾つかふえました。例えば子育て支援課、環境課、商工観光課といったような課は、これは新たにできた課でございます。そういったことで新しい町で新しい行政ニーズに応えるために設置した課もでございます。そして県のほうから移譲事務というものも受けております。ちなみに合併時ですけれども、平成18年度には18業務の移譲事務がありまして、合併当時は158件の事務処理をしてお

ります。23年度の実績でいいますと、24の移譲事務、322件の事務処理を行っております。約2.5倍の事務処理を行ったということでございます。そういったことから、移譲された事務の件数だけをとっても非常にふえてきたということが言えます。

どういった事務が移譲事務の中にあるかといいますと、家庭用品の品質表示法による立入検査、屋外広告物法による屋外広告物の許可、除去命令等、それから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による有害鳥獣の捕獲許可、こういったものが事務の内容として挙げられます。また本年度、24年度からも新たに騒音規制法とか悪臭防止法あるいは環境基本法等に基づきます地域の指定、あるいは埋葬法という法律に基づきます墓地経営の許可等々が新たに県のほうから移譲されまして、5つの業務を受けることになっております。

そういったことで非常に事務の量もふえておりますし、これまでも相当、44名ですか、削減をしてみましたが、そういったようなことから前の全員協議会で説明をさせていただいたとおり、今後は260名といった職員の中で今後の業務に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） 私自身は別に260名体制というのが、いろんなそういうことでということで説明していただければ、それが何かおかしいと言うつもりはないんですけれども。ただ、今総務課長のほうからは立場上はつきりおっしゃられなんだんか知らんけど、当時、いわゆる類似団体というのが春江町だったというのは私も承知しておるんで、その辺が、今おっしゃった支所も当時ありませんし、いろんなことでやっぱり違うんかなと、そういうことではある程度納得はできるんですけれども。

ただ、ある程度、合併一本算定替えの15年後というのは、先ほど申し上げたように、仮に一番新しい情報では7億6,500万の減ということですからかなり落ちてくるというようなことで、その辺でその260名体制の人件費がカバーできるんかというのがまず1点。ちょっと心配になるといいますか、その辺ですね。

それから、第1次行政改革大綱の中では民間委託の推進の中に幼稚園の民間委託や民営化、それから学校給食業務の民間委託というのがありましたけれども、第2次大綱ではそれらが削除されておって、これはいろいろ一般質問の中で、町長の方針としても幼稚園の民営化はやらないんですよということはお聞きしてい

ますんでこれは私も承知しているんですけども、その方針転換というのは、最初はやっぱりそういう幼稚園の民営化というのが第1次の中では出てきたわけですから方針としてはあったと思うんですね。だから大きな方針転換をされたのかなということですから、その理由をもう少し、ちょっと説明いただけたらなど。

それから、民間だけでなしに、例えばある幼稚園なんかを指定管理者でというのが適当かどうか私もわからないんですけど、その財産その他は町が持って管理運営だけを任せるといようなこともあるのかなと思ってちょっと書いたんですけども、その辺のご説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、幼稚園とか学校給食の民間委託、これについて方針変更ということではございません。これは第1次の行政改革大綱の中でそういった業務の民間委託の導入を検討するというふうな規定であったかと思えます。それで我々はその導入について十分検討をしてみました。その結果、今現在は民間委託あるいは民営化ということについては、永平寺町では今のところそういう結果にはならないというふうなことにしたわけでございます。最初はそれをする予定であったけれども変えたということではなくて、そういった指定管理者制度とかそんなものも含めて、そういったものを検討するという形で十分検討をさせていただいたところでございます。

今、ちょっと保育所の指定管理というふうなことをおっしゃいましたけれども、保育所については、まだ我々も勉強不足ですけども、指定管理というのはちょっとなじまないかなと。考えられるのであれば民営化ということだろうと思えます。近隣の市でもそういったことに取り組んでいるところもございしますが、今、やはり永平寺町という2万人の人口の町で、特に子育て支援に力を入れている町としては、公営、そして私立、そういった選択肢というものを町民の人におあげする、そういうことは必要ないんでないかなと。これはあくまでも公営という形で責任を持って子育てを支援させていただくといったような形で進めていくのが、今の永平寺町にとってはそのほうが町民の皆さんのためになるんじゃないかなということ、もちろん行政改革といった観点とはちょっとずれるかもしれませんが、そういったことで今回の第2次の大綱の中ではあえてその取り組みについては記載をしないということにしたところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） わかりました。

ただ、私、前にも申し上げたかと思うんですけども、昔、御陵の幼稚園の親御さん方とちょっとお話する機会があったんですけども、そのときに私も当然公立の幼稚園というのか、保育所というのは料金も安いですし、我が町が誇れるものかなと思ってそのようにお話ししたら、ある父兄の方が「原田さん、それは違いますよ。私どもにとっては公立か私立の2つがあってどちらか選べるというのが一番ベストであって、この永平寺町民にとってはそういう選択肢はないんですよ」と言われて、ちょっと私も頭をが一んとやられたような、そんな気がして。

確かに今、いろんな子育てのニーズがあって、多少保育にお金がかかっても少しユニークな教育を受けたいんやという親御さんも中にはおられるんですね。だからそんな感じで、永平寺町におられてわざわざ福井の保育園のほうへ通っておられるというのか、行っておられる方も何人か私も知っておりますけれども、そういう方もおられるんで、そこら辺はやはりあくまでも公営が町民の皆さんにとって一番いいのかなと。私も以前はそう思っておったんですけど、そういうこともありますから、そういうニーズもまた十分聞いていただいてまたご判断をお願いしたいと思います。これは要望だけにとどめておきます。

それから、行政改革による財政効果というのが22年の8月25日でプレス発表をされまして、職員数が32名削減で財政効果が5億2,828万6,000円ということで、これ1人当たりで割り返しますと約1,650万円ということになるんですね。それで、私もこれ意外だなと思ったのは、自分の感覚では職員1人の費用というのは年間1,000万ぐらいかなと思っておったんで。

ただ、給料だけでなしに福利厚生費とかほかのいろんな諸経費が多分ついてくるんですからそのような額になるのかなということになりますから、そのような1,650万も1人減るごとに効果があるのかなというようなことでは、これは一般的に、ざっくりばらんに私どもの理解でよろしいんですかということだけ。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 私どもがお示しをいたしました職員削減による財政効果額、これを削減数で割りますと、今おっしゃるように1,640万円ぐらいになります。

これは、一つ申し上げたいのは、退職される理由あるいは時期がいろいろございます。削減を進めていくために早期退職というものも我々は取り組んでまいりました。例えば5年早くおやめになる方は、その年だけではなくて5年間の給与

を払わなくてもよくなるという、そういった効果が出てまいります。そういった効果額も含めてございますので、これ単純に割って1人当たりの効果額ということになりませんので、その辺のところをご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） わかりました。

次に、第1次行政改革大綱の事務事業の見直しの中に「業務の状況に応じて担当者の人数を調整することで、少人数で柔軟な対応が期待できるグループ制の導入を検討します」とあって、当時、私はこれは非常に柔軟な取り組みでいい取り組みかなと思っておったんですけども、最近はそれらが出てこないというようなことで、この検討というのはどうなったんかということだけ。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 確かに第1次の行政改革の中でグループ制の導入を検討するというふうに記述がございました。これは当時、福井県庁もこういったグループ制の導入を平成9年当時ぐらいから取り組んできたというふうなことです。それを参考にしながら永平寺町でもというふうなことでございます。

このグループ制の導入といいますのは、例えば係制で決め決めて「この仕事はこの係、この仕事はこの係」というふうに配分をさせていただきますと、急に新しい行政課題、そういった業務が出てきますとどの係でその業務を行っていかちよっとわからなくなってしまう場合がありますね。あるいは、逆に言うと、その仕事をするために人をふやさなければならぬといったようなことが考えられます。そういったことを防ぐために、実は係、係ということではなくして、もう少し大きなグループといった考え方、そういうグループで仕事をしておけば新たな行政需要が出てきたときにもそういう業務に対応できるであろうというふうな考え方。

そしてもう一つは、行政改革の一番の大きな目的ですけれども、係制というものをグループ制に変えることによって人が減るわけなんですね。例えば3つ、4つある係を2つのグループにするということになれば係が2つ減る。その分、ある程度職員も削減できると。

こういった2つの目的のためにこういったグループ制の導入ということになったわけですけれども、永平寺町の今のこの課制を考えてみた場合、今のまんまでも十分、新しい行政需要が出たとしてもそれほど人をふやさずして対応できるであろうと。それから、例えば県庁みたいに1つの課に必ず総務係があると、そう

いった係制ではございませんでしたのでそれほど大きな削減効果も見込めないといったようなことから、今回、このグループ制の導入については検討の対象としないというふうにしたところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） わかりました。

あと、ですから定員管理の適正化というのは、定員モデルや類似団体の職員数を参考にするというふうなことも前に説明ではあったんですね。そういう検討はされておるんか。

それから、先ほどの普通交付税の、どっちにしたって一本算定替えというのでどれだけかは下がるわけですからかなり財源的には、全体的に全くなくなるのは15年後ということになって、平成33年度ですか、10年たった後から少しずつ0.9、0.8と落ちていくわけですけれども、そういうことに、仮に260名体制でずっと、それで財源的には耐えられるんかというふうなことも、失礼な言い方ですけれども、もちろん検討をされたんだと思いますけれども、その辺についてちょっとお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 職員数を考える場合に、類似団体の職員との比較というのは非常に参考になるといいますか、多い少ないを判断する一つの材料となるものでございます。

現在、単純にこの永平寺町と類似団体、ある団体と比較して何人多い少ないということが、これはできないんですね。これは類似団体というのが人口区分によって複数の団体が指定されておりますので、その幾つかの、我々永平寺町はIV-2という分類に入るわけなんですけれども、これは総務省の統計の中でそういうふうになっているわけですけれども、そのIV-2の類似団体に入っている幾つかの自治体の平均と比較することしかできないんですね。それを平均しましてことしの4月で比較しますと、永平寺町が264、類似団体の職員の平均値ですけれども、これが253となっております。今11名というふうな違いがございますけれども、類似団体の平均が253ということですから、これは1万5,000人以上2万人という規模の中でございます。そうしますと、うちの場合はその規模の中では、どちらかという人口の区分で上位に位置しておりますので平均より11名多いんですが、それほどひどく超過しているというふうには今考えておりません。そういうことで、先ほどから申し上げているような、そういった職員

数で業務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、その人件費等の財源、普通交付税が減額するというふうなお話でございますけれども、それはもちろんありますけれども、これもご承知のとおり、我々職員の人件費そのものもふえておりません。毎年人事院勧告は上がるという勧告はありませんし、それに加えて、今、国家公務員のほうでは退職手当を減額するといったような法案も審議されているように聞いております。これが決まれば我々地方公務員のほうにも何らかの影響も出てくるかと思えます。そういったことで人件費そのものはそれほど上昇する要素も少ないというふうに考えておりますので、これからいろいろな行政改革をしながら職員の人件費についてはいろんなところから充当しなければならぬと。補助金等も十分考えながら事業に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） 保育士さんとか消防職員、あと調理師さんというのは当然ある種の人数は必要で、保健婦さんとか栄養士さん、この人らはそういう削減の対象になったら逆におかしいと思うんですね。だから一般事務職の130名をいかにして少し効率的にやるかというのが課題だとは思いますが。

ただ、ちょっといやたいことを申し上げるようではございますけれども、例えば九頭竜フェスティバルとか大燈籠ながしとかということで職員さんが準備作業に、私の感じではかなり手をとられてるんじゃないかなということで、それは何人ぐらいとられてるのかなと。例えば職員のそういう管理が適正になってきたときには、準備作業というのは直轄でなしに逆に業者に外注するというようなことにもなっていくのかなと。そういう点はどうなんかなとということで、参考までにちょっと教えていただければ。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 九頭竜フェスティバルでございますが、実行委員会のほうから町職員の参加依頼につきましては、7月12日からの大型の野立て看板の設置に始まりまして、のぼり設置、草刈り作業、会場設営を行いました。8月26日当日の運営から8月27日の翌日の後片づけまで含めまして延べ11日間の作業運営の日程の中で、累計で456人の職員に従事いただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） だんだん少しずつ職員さんの仕事も厳しくなっていく中では、

そういうことも少し外注化というふうなことも必要なと思いますので。

定員がどれだけが本当に適正なんかなというの、はっきり言って私自身もわかりませんし、今、専門家の総務課長なんかの話を聞いてそうなんかなというような感じで、聞いてみる限りではそう特筆して我が町の職員数が多いわけではないというようなことだけは一応理解できました。

それで2番目に移りますけれども、防災行政無線整備情報自動配信の多様化はということで、先月の24日、総務常任委員会が主催して防災行政無線整備の勉強会を請負業者の北陸通信工業株式会社の技術者参加のもと実施しました。参加議員からは種々の質問や幾つかの提言がありましたが、その中で総務課長からは検討して採用できるものは採用したいと回答があったので、幾つかちょっと確認しておきたいと思います。

まず、電話での再確認機能の充実ということで、風雨など天候の影響で屋外拡声スピーカーの内容がよく聞こえなかったときは電話で内容を確認できるが、電話回線というのは8回線のため、町民から一斉に電話がかかってくる時には対応できないのではないかと。これは北通さんに聞くと留守番電話みたいな形式らしいんですけども、その中で北通さんに聞きますと、NTTコミュニケーションズのテレドームサービスへの加入というのがあるんだと、そういう方法があるんだと。何か、月5万円ぐらいの費用はかかるそうですけれども、それらについてはどうなのか。まず1点目の確認をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、防災行政無線の整備を進めておりますけれども、いろいろ風向きとかそういったことで聞き取りにくいときの補完的な手段として、電話でその内容を確認するといったようなシステムがございます。

NTTコミュニケーションズのテレドームサービスでございますけれども、これですと1本の回線で同時にたくさんの人に情報が提供できるというふうなことを聞いております。そういうことで、今その加入をしますといろいろ別途経費もかかってくるわけですけれども、こういったサービスの導入実績のある防災無線を整備しているところ、そういったところに一度中身の話を十分聞きながら、永平寺町でどういうふうにしたほうがいいのかということをも十分研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） 議会もそういったところに視察研修に行きたいというふうな

ことでまた勉強してきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、一番有効な手段だと思ひたのは、防災無線設備とケーブルテレビを連動させて防災無線の情報をテレビのテロップ表示で各家庭に流すということで、これは業者さんに聞きますと、今の町の行政とかコミュニティチャンネル以外の一般の民放の放送、NHKの放送を見ておつても技術的にはテロップはそこへ流せるというんですね。ですからこれは今の電話での再確認よりかなり有効ではないのかなど。物すごい大災害が起きて、うちが揺れてば一とみんな外へ飛び出すようなことでしたら、当然スピーカーが聞こえない聞こえるという話ではないんで。それは聞こえると思ひんで。案外大したことはないときに防災行政無線で何を言つてかわからんなというふうなことが多いと思ひんで、テレビを見ている方は多いと思ひんでテロップで流すというのが結構有効ではないかなと思ひますので、この辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 実は現在も災害が発生した場合には、これはこしの国のケーブルテレビでは放映しておりますんで、それをどのように防災行政無線と連携をさせていくかということでございます。今も既に、こしの国ケーブルテレビとそういった防災行政無線との連携といいますか、そういうものについて協議しております。そういったことで、できることは全て対応していきたいというふうに。

ただ、福井市の美山町が入っておりますのでその辺の部分がどうなるかということが、ちょっと今こしの国とも話ししているんですけども、そういう課題もありますので、そういった課題も解決しながら防災行政無線とケーブルテレビの連携について検討してまいりたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） それから、市のホームページへの表示、それから住民へのメール配信というのがあって、このメール配信というのは、私が考えるのでは、例えば町の職員とか議員とか区長とか自主防災の会長ぐらいかなと思ひんですけども、そのようなことでメールでぱっと配信されればこれも有効なんかなと思ひますので、この辺の検討と。

それからあと、消防の指令システム、土砂災害情報システム、地震計、それから放射能の空間放射線測定器というのが役場の前にありますけど、それらとか鳴鹿大堰の放流警報、いろんな危険情報というのがあって、できるだけそれらの

情報を総合的に取り入れたほうが有効な対応ができるのかなというようなことも思いますので、ひとつその辺もご検討をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、メールでの配信ですけれども、これ今、小中学校、幼稚園で保護者に対して緊急時のメールの配信をやっております。そういうことを考えれば、今ご提案のあった区長とか自主防災組織の代表者等々にそういった配信をすることは可能であるかと思しますので、今後そういったものも考えていきたいということでございます。

それから、消防指令システムとかほかのいろいろな情報のシステムと防災行政無線との連携ということでございますけれども、これ単純に直結というか、つなぐということについては、ちょっとこれはいろいろ課題があるかと思しますし、また、余りにもいろんな情報が全て防災行政無線で流れますと町民にとっては混乱を招くことにもなりますので、これはいろんなシステムの中から情報をいただくことはいただきますけれども、そのいただいた情報をやはり整理しながら住民の方に発信していかなければならないんでないかなというふうに考えております。そういうものも含めまして、また国とか県あるいはそういった情報システムを持っているところと話し合いはしていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 今、原田議員さんの防災行政無線の整備に伴うシステムの構築等々で、消防指令システムについてのご意見がちょっとございましたんですけれども、消防指令システムの役割と申しますと、まず1つ目に、119番受信から災害地点の決定、指令、事案の終了までの全ての業務管理を行う自動出動指定装置。これが第1の役目でございます。この自動出動指定装置というのは、例えばこの災害にはこの救急車、またはポンプ自動車は何台必要だと、出動なさいという役割ですね。そういったことを決定する装置でございます。2つ目としましては、災害地点を表示しまして、さらに地図上で表示する地図検索装置を備えているということでございます。3つ目には、消防OAシステムや各種支援情報データを他種に表示し活用できる支援情報表示装置、それらがシステムとなっております。また、最後ですけれども、無線統制、指令台、消防OAを連結し、指令情報の発信、音声またはデータの送信が主な役割となっております。

一般の住民の方に災害のテレホンサービス等々で付加設置が可能となっておりますので、さらに町民の方々への防災広報とか火災情報等々の情報提供などは現

在のこしの国ケーブルテレビを活用させていただきたいというふうに考えておるところでございます、一応消防指令システムとしては、このような役割から防災行政無線との連携については今のところ考えてないというところで、役割をきちんと分けてやりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） 消防長もご存じのように、大野市へ指令卓を見学に行ったときには消防指令の情報の中にひとり暮らしの家なんかもピックアップしてできるということで、いずれにしましても、今、消防の指令卓も整備されるし防災行政無線も整備されるわけですから、その辺の相互の役割分担というのがあろうかと思えますけれども、十分に検討されてできる限りいいものをつくってほしいというのが質問の趣旨ですので。

6月に、何か坂井市三国町全域で地震・津波避難訓練があつて、その検証会が8月30日にあつたという新聞記事があつて、やはり防災行政無線とか避難広報というのがまず聞こえませんでしたというのが70%ぐらいあるそうですね。だから業者に聞いても、平時では、しゃべっておつてもうちの中でじっとしているわけですからなかなか聞き取りにくい人もいると思うんですね。ところが、いざ大きな地震だというようなことになればうちの中にいるわけがないんで、外へ飛び出るわけですから、そのときには多分スピーカーが有効になってくるんじゃないかなと。ですからいろんな、平穏なときはテレビの情報とかというのを組み合わせることが大事かなと。

あと、災害時には町が発信する緊急避難情報とか、さらに被災後に必要となる、例えば避難場所がどこですよとか、炊き出しはどこでやっていますよとか、そういうことの、やはり実際被害に遭ったときにはそういういろんな情報というのが物すごく大事だということを聞きますので、その辺もあわせて、せつかく整備されるんですからいいものをつくっていただきたいなというのがお願いです。

それでは、最後の平成23年度決算ですけれども、平成23年度町の一般会計及び特別会計の決算については、財政健全化判断比率とあわせて監査委員の承認を受けて、法的には確定成立しています。

今後、予算決算常任委員会に付託されて審議されるので細部は別にして、この決算ではどのような成果があつたのか、簡潔に要点を絞ってお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 平成23年度決算での主な成果ということでございますが、初めに、平成23年度の歳入決算につきましては、対前年度4億7,200万円の減となる92億6,200万円となっております。要因といたしましては、地方交付税は対前年度1億4,500万円の増となったものの、国庫支出金は耐震工事関係補助金などの減によりまして2億3,000万円の減、県支出金は福井県市町村合併特別交付金や福井県緊急雇用創出基金事業補助金等の減によりまして対前年度2億2,800万円の減、そして松岡小学校屋内運動場整備工事の終了に伴う基金繰出金が8,300万円の減ということで、主なものでございます。また、歳出事業につきましては、対前年度4億1,700万円の減となる88億8,600万円となっております。

また、財政状況を示す指標といたしまして経常収支比率が用いられますが、この経常収支比率は人件費や公債費などの経常的経費に徴税や普通地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度充てられるかを示す比率で、比率が低いほど財政運営に弾力性がございます。平成23年度の県下17市町の集計はまだ発表されておりませんが、本町の経常収支比率につきましては81.6%でございます。また、昨年におきましては、県下の平均が86.8%で最も高いところは93.7%となっており、永平寺町は県内でも2番目により経常収支比率となっており、健全な財政状況でございます。

このほかの実質公債費比率でございますが、14.1%と昨年度より4ポイント改善され、健全化判断比率につきましても、いずれも判断基準となる数値を下回っており、健全な財政運営となっております。

ここで主な成果でございますが、補助、単独事業に係る重点施策の財源確保が図られたことから、県内でトップクラスの政策となります中学校修了までの子ども医療費の助成、地域がつくるみんなの健康づくり推進事業、20歳以上のがん検診無料化、各種ワクチン接種の助成などの健康づくり支援、そして志比小学校、志比南小学校、志比北小学校の耐震補強工事、松岡小学校、上志比小学校、松岡中学校改修工事など、安心、安全のための学校施設等の耐震化、改修の推進をしております。それと、町道100号線を初めといたしました道路網の整備や機能補償道路整備などの快適で利便性の高いまちづくり、次にえいへいじ子育て応援の日の設定、子ども手当の支給、新たな誓い立志のつどい事業など、未来の子供の応援事業を行っております。また、財政健全化や自主財源確保のための財政調

整基金の積立金の増など、健康、福祉、教育、安全、道路整備、活力の幅広い分野でのバランスのとれた事業が着実に遂行できたものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 原田君。

○6番（原田武紀君） これはこの程度にして、予算決算常任委員会の中でまた詳しいことはお聞きしたいと思えますけれども。

ただ、各種の指標が非常によかったんですけれども、先ほど課長がおっしゃった経常収支比率、これが合併後ずっと減少をされてきて、最初85%台ぐらいやったのかな。それが平成22年度初めて70%台の79.3%まで改善されてきてこのまま減少傾向が続くのかなと思っていたら、今度は平成23年度、昨年の決算では81.6%と少し戻って。この数値が悪いというのではないんで、県下でも2番目ぐらいに多分いい数値だとは思えますけれども。

この辺の中身を見ると扶助費とか補助費、人件費も、いろいろ職員さん大分少なくなったんで少なくなったかなと思ったら少しふえている。2,000万ほどふえているのかな。そんな感じなんで、扶助費で言うと子ども手当やら障害者の介護給付費なんかの増があるみたいな感じですし、補助費ですと何かある。それから人件費なんかも、ちょっと個人的に聞いたら私どもの議員の共済組合の負担金の積み立てなんかもあるというふうなことなんで、これはまたここでお聞きしても何ですから、予算決算常任委員会の中で詳しくご説明をお願いすることになると思えますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時55分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、小畑君の質問を許します。

小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでは、通告に従いまして3点ほどご質問をしたいと思っております。

まず最初に、異常気象での農業に及ぼす渇水、豪雨対策はということで、ある

意味、災害対策にもなるのかなと思うんですが、昨今の世界的なこの異常気象、地球上、日本も含めていろんなところで影響を与えているなと思っております。最近では穀物市況の価格が、これは小麦、トウモロコシを初め上がってきております。どういうわけか日本のお米も、どうもことしの場合は価格が上がるように聞いております。ある意味、天候のことですからこれは自然現象ということで、これの対処は非常に困難なことがついて回っております。

ことしの私どもの稲作等々を見ますと、新聞報道等では昨年並みということで報道されておりますが、実は我が家の田んぼがこの前、二、三日前に稲刈りが終わりました、去年と比較しましたら約3俵から4俵減少しております。これだけの子供の夏休みの間中雨が降らないという異常気象の中で人間もふらふらになったんですが、やはり稲も、これも植物で生き物ですからちょっとふらついたのかなと思っております。ということで、これから作況指数も少し落ちてくるんかどうなるかわかりませんが、多少影響があろうかなと思っております。

こういうことが続きますとまず考えられますのは、米の価格が上がりますと、下手をすると外食産業が国内産を使わずにいわゆる輸入米にシフトするんじゃないかなと。そうすることによってまた穀物価格、米の価格も変わってくるということが予想されて、ある意味、農家の米の収支の経済に影響を与えるという感じがしております。

等々、いろんな意味で影響するということですが、私はここで、自分のところの田んぼのことを言うて申しわけないんですが、ほとんど九頭竜川水系いわゆる芝原用水系の水を頼っておりますが、それに頼れないところもあります。いわゆる奥の余りない山水を頼った水管理なんです、そういうところがあるわけですね。ことしの場合、40日間ぐらい本当に降らなかったということで非常に情けない状況に置かれました。お天道頼みなのでこれはどうしようもないわけですね。最悪、違うところからポンプアップをして水を与えたということで、そしたら雨が降ってきたということで変な状況が続いたわけですが、そういうことから福井市なんかを見ますと、例えば荒川の豪雨対策で重立のところに遊水池をつくったと。大きな遊水池があるということですが、そういう豪雨だけじゃなしに、いわゆる渇水も含めた水対策ということがこれから求められるのかなと。

福井の夏の気候が瀬戸内海の香川県と同じぐらいの状態じゃないかと。これは夏だけですが、それくらい異常気象になってきているということですから、治山治水を含めて、あるいは災害対策も含めて、この渇水、豪雨対策をいろんな形で

お願いしていききたいなと思うんですが、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、異常気象での農業に及ぼす渇水対策について。

本町における農業用水の供給に関しては、谷水、河川水、渓流水及び地下水等から直接またはため池等に一時貯水して各圃場へ給水をしております。現在、永平寺町内には大小26のため池施設があり、松岡地区4カ所、永平寺地区に14カ所、上志比地区に8カ所ありまして、かんがい期の貯水に耐える役割を果たしております。幸いにも、今のところ渇水はありませんでした。

次に、ゲリラ豪雨対策についてですが、現在、大小26のため池施設があり、一時的な出水を抑える役割も果たしております。また、土地改良事業における基準では30年に一度の大雨の確率で水理計算をしており、老朽化している農業用施設の更新を順次実施しているところでございます。農業用の施設の更新においては、特に排水路については流末からの改修が必要であり、仮設費を含む多額の費用と期間を要します。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） 気象のことは、例えば最近では北極海の氷が過去最小になったということで、シロクマもアザラシもすみにくくなったということが報道されておりました。この状況は、これから何年後、数年後、10年後、下手すると何百年も、もしかするとそういう状況が続くということも予想されます。

ということは、やはりゲリラ豪雨、それから渇水もこれからも続くことが恒常的になるかなという気がします。まだこれの始まりかなと私思っておりますので、今のうちになかなか工事は着手できないと思います。お金もかかることです。しかし、いろんな意味で構想を立てて、順次できるところから、それから要望のあるところから町民の方にいろいろお聞きをしながらそういう話を進めていく必要があるかと思っております。これは本当に大変な事態を招くおそれもあるということをお願いしたいと思います。

それと、さっきも言いましたように災害の対策にもなる。ただ単なる治山治水問題じゃなしに、これをやることによっていろんなところで、例えば町も助かる部分が出てくる可能性もあります。ですから余り軽々に考えずに、ひとつ慎重かつ、迅速とは言いませんが、計画だけでもまず最初にすべきじゃないかと思っております。

それから、言いましたがハザードマップとか、それから農地法、都市計画法などと照らし合わせながら進めていただくことをお願いをしたいわけですが、これはお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 先ほどちょっと質問がありました遊水池とか貯水槽につきまして、施設を整備することになりますと高価な施設となりますので、国、県の補助事業での施工となります。国、県の事業採択を受けた後、土地改良事業として事業計画を策定して、ため池等の貯水施設の受益者、地権者の施工同意、地元負担金の同意なんかをいただきたいと考えております。各集落または各土地改良区において話し合いをしていただき要望書の提出等をいただければ、町として今後検討していけると考えております。

大雨、洪水等の警報が出た場合は、先ほど総務課長が言いましたように、災害対策連絡室等と連携をとりながら降雨等の情報収集を行い、パトロール等により用水路の水門の管理を行い、下流への影響を最小限に抑える対策や地区管理者への管理指導を引き続き実施していきたいと思っております。

また、農地法につきましては守っていくという考え方でございます。施設なんかをつくって農地が潰れるという場合もございますが、農業用施設というような観点であればまた可能かなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） そういうことで、農業は本町の一番大きな産業かなと思っておりますので、農業のほうに何とかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目のいじめ問題を考えるに移りたいと思います。

このいじめ問題、古くて新しい問題かなと思っております。ここ数年、いろんな意味でマスコミ等で報道がされております。直近では話題を集めております大津市の問題等々が出ておりますが、いずれにしても多感な時代の中学生が主に対象になるのかなと思っております。もちろん小学生もあるのはあるらしいんですけども、マスコミ等の報道では中学生が中心になっております。また、自殺をされる子も中学生がほとんどじゃないかなという感じがします。

ここ5年間ぐらいの間にいじめで自殺をされた方、果たしてどれくらいだったのかなということと、先ほど上坂議員の話もありましたが、このいじめの本町の対策、対応はどうなっているのかなと。

いろんな報道の中を見ますと、昔は我々もいじめが全くなかったかというところではなしに、どうも昔のいじめというのはいたずらの、いわゆる情緒的な、牧歌的なのというのか、例えば長靴をどこかへ隠してしまうとか机の中にカエルを入れるとか、かわいらしいいじめだったのかなと。いわゆる冷やかしみみたいな、からかうみたいな、そういう感じが我々の子供の時代のいじめの原点かなと思っております。最近を見ますと本当に陰湿で非常にわかりにくい、本当にいじめがあるかないかもわからない、そのような状況ということを知っております。

いじめの問題は大変難しいわけですが、先ほど教育長のほうから、本町の場合は、去年が3件、ことしが1件知っておりますということですが、これくらいの数字なら非常にありがたいわけなんです、実際はもうちょっと何か、何ていうのか、幼児的ないじめも含めるとあるのかなという感じがします。ですからこの幼稚な間に、どうでもいいような間に芽を摘むということが大事かと思いますが、そこらあたり学校のほうの教育指導どうなっているのかな、対応どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） それではまず、直近の5年間、10年間でどのぐらいの自殺があるかというお尋ねでございます。

文部省では平成23年度の児童生徒問題行動について今集計中でありまして、これちょっと統計がありませんので、直近の10年間、すなわち平成13年度から平成22年度までの間に自殺した児童生徒の数を申し上げたいと思います。

小学生、その10年間で25名が自殺をしております。そのうち、いじめによるものと考えられるものが1人あります。それから直近のこの10年間で中学生は360人の生徒が自殺をしております、そのうち、いじめによるものと考えられるものが12名あります。それから直近5年間で見ますと、すなわち平成18年度から平成22年度までの5年間を見ますと、自殺した小学生は6人、そのうち、いじめによるものとするものはゼロであります。ないということです。中学生については、直近5年間では196人、そのうち、いじめによるものと考えられるものが12人あります。ということで、この数字から直近5年がちょっと中学生多いのではないかという考え方もあるんですが。

ただ、いじめで自殺をしたと思われるという件数が、ちょっと統計が変わっているんです。この直近5年のところでは自殺を考えられる理由を幾つか出してい

いと。その中にいじめということが入っているとカウントされています。だからちょっと人数が多目になっているんです。もちろん自殺の人数も、その前の5年間と比べるとちょっと多くなっています。そういうことが言われるかと思います。

それから、本町の児童生徒というのは、先ほども申し上げたとおり、昨年度は3件ございまして本年度は7月末現在で1件ということであります。先ほど議員さんがおっしゃったように、ちょっといじめなのか、それ以前のからかいみたいなのか、そういうふうなものもあるかもしれませんが、この3件はいじめと認識して上げております。

本町の各学校では、いじめの防止対策としていろいろやっております。ちょっと幾つか挙げてみますと、毎月、職員会議では、気がかりな児童生徒ということできちんと時間を設けまして協議をしております。もし何か心配なことがあれば対策を講ずると。それから、毎学期1回ぐらい、いじめや悩みのアンケートを実施しております。それから、定期的に児童生徒と担任が個人面談等もやっております。先ほど言われたように、いじめらしきものが見出されたときは教職員連携して早期解決に向けて行動を起こすということになっています。

しかしながら、よく言われることなのですが、各学校の教職員は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るものであるという危機意識を持ちまして、未然防止と早期発見、早期対応に向けて学校の組織を挙げて取り組むようにしております。そのために、日ごろから道徳の授業で心の教育を進めたり、特別活動の時間にソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりを図ったり、スクールカウンセラーによる相談活動をするなど、いろいろ実施をいたしております。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） いじめに関しては文部科学省も、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイントということで提示しております。教育長のお話も恐らくここからのお話だったなと思っておりますが、当然これを手本にしないといけないと思っております。

私は、いじめというのは人間以外の動物は、動物の世界では基本的に弱肉強食、弱い者が負けちゃって強い者が勝つと。これは人間以外の動物の社会ではあるわけですね。これは種の保存ということからしますと強い者が勝っていかないとその種が減ってしまうということですからある意味仕方ないんですが、どうも人間にも動物本来の、弱肉強食とは言わないんだけど、人間本来の性質の中にそういうものも残っているのかなと。それがあある意味、いわゆるいじめの原点の一

つかなという感じもします。先ほども言ったように、おもしろ半分のからかいや冷やかしかから始まるわけですので、こういうことのないようにしていただきたいなと思います。

それと、小学校から中学校にかわるときに、我々も卒業式から入学式のときに子供たちに話しするのは、中学校に上がりますといろんな意味で変わりますよと、生活態度も変わりますよということで当然いろんな意味で変わるわけですが、その中でクラブ活動が中学校から始まりますということで、このクラブ活動が非常に大事ななど。基本的には中学校は全生徒がクラブ活動に入る。これは文化系、体育系も含めてだと思いますが、ここらあたりクラブ活動の加入状況等を、もしおわかりなら教えていただくとありがたいかなと思うんですが、わかりませんかね。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 今ちょっと資料を持ち合わせていないんですが、1年生に入学いたしますと全員クラブ活動に登録してクラブで活動をいたします。その後、若干退部する者もあるやに聞きますが、永平寺町の中学校では部活動は非常に盛んにやっております。そういう状態でございます。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） そのクラブ活動をすることによって、変な話ですけども、体の、あるいは心も成長する中学生の間にいわゆる発散をする部分をつくるということも大切ですし、体をつくる、心をつくるということにもなるかと思えます。ぜひともクラブ活動の充実はこれからも努めていっていただきたいと思っております。

それと、やはり先ほども教育長もおっしゃっていましたが、大人社会のひずみからもこういういじめが来るのかなという感じがします。ですから、私は先生と児童生徒間の規律、約束事をつくる。先輩と後輩のやはり約束事、規律事をつくる。それから同年輩同士の約束、規律をつくる。当然中学生になりますと生徒手帳等々もそれぞれの子供たちに配られるし、その中にも書いてはあるのかなと思うんですが、再度ここらあたり、そういう生徒手帳なんかも約束事等の記載があってもしかるべきかなと思っております。そういうことでお願いしたいということと。

それから、ちょっとこれは余談になりますが、数年前、NHKの番組の「鶴瓶の家族に乾杯」という番組がありまして、永平寺中学校では学校の登下校時に校

門のところで会釈、挨拶をするということで、これ非常に全国的に優良事例ということで大変大きな反響を呼んでおります。それと、そのときに同時に校内の清掃が放送されておりました。校門のところで会釈が非常にクローズアップされて校内の清掃のことが余り報じられなかったんですが、後になってみますと全校生徒を挙げて校内の清掃をするということが、これが私も目からうろこなんですが、永平寺町の3つの中学校はこれに一生懸命取り組んでいたということを聞かされました。この前の子ども議会で中学生たちはいろんな質問をされておりましたがそんなことが全く出なくて、むしろこの掃除のことはこの3つの中学生の生徒会あるいは子供たちに賛辞を贈りたいなと思っております。

これは禅の教えが原点にあるということで放送されておりましたが、所定の時間になりますと掃除の場所に移って、いわゆる15分間ですが、合図に合わせて一斉に取り組むと。そして無駄な言葉やら行動は起こさないということで、松岡中学校ではこれを「黙働」と言っておるそうです。黙って働くということですね。上志比中学校では無言の清掃ということでやっておるそうです。当然永平寺中学校も同じような取り組みをやっておると。それと、誰彼となく指図はしなくとも、嫌なこと、つらいことから先に行くということらしいんですね。最後にほうきで仕上げるということで、基本はふくということらしいんですね。これを気づきの清掃と位置づけておるそうです。これは気づきということですから、清掃によって自分を磨くということの主眼に置いて、人のためには結果的には自分のためを実践しているようであります。

自分たちの学校をきれいにするように取り組んでいるようですが、こんなすばらしい行動はおよそ永平寺モデルとして全国に発信したらいいのかなと思っておりますが、ご所見があったらちょっと。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 本町における3中学校の掃除の活動と申しますか、これは大変すばらしいものだと思います。この永平寺の禅の心を取り入れて、本当に生活自体が修行の一つであるということを考えてこの掃除に取り組んでいると。たった15分ほどのことですが、先ほど申し上げられましたように、無言清掃できちっと自分の割り当てられたところを進んでやるということをやります。これはすばらしいと思います。

県外からのいろいろな方々が来られてたくさん視察をされて、皆さん驚かれて帰られます。そういうことをうまくまた情報に乗せて本町の情報発信ができれば

やっていきたいというぐあいに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） 大変いい行いかなと思っております。

それでは、3番目の本町の起債残高と基金状況はということであります。

一般家庭にしますと借金と貯金ということかなと思っておりますが、平成23年度の県内の市町村財政状況がまだ発表されておられません。待たれるわけですが、本町の22年度末の指数を見ますと、これ本町は23年度出てるんですが、22年度末の指数を見ますと、原発を抱えるおおい町とか高浜町は別にして他の市町と比較しても、本町の場合、非常に安定していると私は思っております。先ほどもそういう報告がなされております。

23年度の事務報告によりますと、債務残高、基金状況等が提出されておまして23年度末あるいは23年度1年の動きがわかるようになっておりますが、23年度末の債務残高は一般会計で78億7,622万円ということと、これは前年度から比較しますと、前年度は81億5,107万円ですから2億7,485万円の改善ということになっております。特別会計を見ますと154億1,978万円の前年度と比較しても、前年度が162億2,727万円ですから、これも8億749万円と合併以来最高の減少かなと思っております。これ非常に、町長初め財務当局のご努力かなと思っております。

ここで、まだ発表されておらない一部事務組合に係る債務残高、これが果たして幾らになるのかなと。お聞きしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

一部組合の債務残高でございますが、平成23年度末で22億295万5,000円でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） そうしますと、一般会計、特別会計とその一部事務組合を足しますと176億円余りということで、そういう意味ではまだまだ起債の残高があるということで、一部事務組合の起債残高も年度を追って行って下がってはきておりますから合計するとこの数字になりますということで、我々もそういう意味ではまだまだこの金額があるということを入念に入れておく必要があるかと思っております。

それと、本町の23年度末の元利償還金の一般会計、特別会計の額及び一部事務組合の額はどれくらいになっておるのでしょうか。これ元利償還金ですね。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、永平寺町の元利償還金で一般会計でございますが、平成23年度末で10億975万7,000円でございます。それと特別会計は7億1,004万8,000円です。上水道の企業会計でございますが6,562万7,000円でございます。合わせまして17億8,543万2,000円でございます。

それと、一部事務組合の負担金のうち、元利償還金その他の部分でございますが、これにつきましては2億2,214万1,000円でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） そうしますと、元利償還金いわゆる返済金なんですが、2つ足しますと約20億ぐらいですか、20億ぐらい返済をしているということになります。一般会計の金額を90億円としますと、20億円ですから約20%ぐらいがその返済金に当たっているという形になります。今の債務残高と比較してもまだまだこれからこういう体質は抜け切られないし、またこれに努力をしていく必要があるかと思っております。

さて、そして次ですけれども、一般会計の臨時財政対策債を見ますと、21年度末が35億9,000万余り、それから22年度が39億9,000万、これ40億円近くとなっております。それから23年度末が42億8,000万ということで、臨時財政対策債ですからこれはある意味返還される金額にはなるんですが、比率がどんどんどんどん高まってきております。債務残高に占める比率が50%を超えております。これは、ある意味、臨時財政対策債に偏り過ぎていないかなと思います。ここらあたり、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成13年度から措置をされております臨時財政対策債でございますが、これは国が普通交付税としている交付すべき財源が不足した場合に、その補填といたしまして地方自治体みずからが地方債として発行して用途を特定しない一般財源と振りかえられるものでございます。また、発行しました臨時財政対策債の元利償還金は後年度の地方交付税で全額措置される有利な起債であるほか、中期財政

計画におきましても国の財政措置のある有利な地方債を優先に借り入れることといたしております。

また、一般会計の残高に占める臨時財政対策債の割合が多くなっていることにつきましては、町全体の地方債残高が減少していく中で国の財政措置のある有利な地方債の割合がふえている状況であると認識をいたしております。今後も新たな地方債の借りに際しましては、将来の公債費負担の軽減を考慮しながら有利な起債の借りに行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） 課長のおっしゃるとおりかなと思っておりますが、ただ、この前も新聞等で発表されたとおり、国の財政基準がちょっと、内閣がああいう状況で都道府県の交付金が若干おくれるということになっております。今までになかったことかなと思っております。

ということは、今後、国の財政からして交付金が減額すると。平成33年度から一本算定替えということも当然予想されるわけですが、それを待つまでもなく減額が予想されます。その穴埋めとして臨時財政対策債があるわけですが、これといえどもやはり、いわゆる国がそれを担保しているわけですが、今の状況からしますと、例えば800兆とも1,000兆とも言われる借金の中の国の財政ですから、これが担保しているわけですから非常に怖い部分もあるかなと。これは国が潰れるという問題ではないんですが、そういうことがあるということですから。この臨時財政対策債、それから合併特例債も有利だと言われながらもやはり借金には間違いのないわけですので慎重な運営をお願いしたいなと思っております。

それと、過去の長期の借入金の返済状況。これ松岡地区ですとyou meパーク、運動公園の事業、それから永平寺地区ですと四季の森の文化館、ふれあいセンターの事業、上志比ですと文化会館いわゆるサンサンホールですか、等々の借金の返済がそろそろ見えてきた時期かなと思うんですが、今ここで発表はいいと思うんですが、また別の機会に資料的にいただくとありがたいかなと思っております。

それと、今度は基金状況いわゆる貯金のほうなんですが、30億7,625万円ということで前年度と比較しますと3億7,668万円の増でございます。これも内容を見ますと財政調整基金に集中してございます。22億7,000万余

りて前年度比4億5,900万ということで非常に財政調整基金に、いわゆる貯金が積み増しになっているということですが、資料を見ますと、基金によってはどんと落とされた部分もあります。ある意味、財政調整基金は、言葉は悪いんですが使い勝手がいいということかも知れませんが、減額されたものもあって、これらの増減の理由は、どうしてこうなったのかなということをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず簡易水道基金の廃止を除きました平成23年度中で大きく増減があった基金といたしましては、積み立てでは財政調整基金の4億5,965万6,000円の増、また、まちづくり基金の543万1,000円の増でございます。取り崩しのほうでは、すこやか安心教育支援事業臨時特例基金の1,010万4,000円の減、それと介護給付費準備基金の3,951万4,000円の減でございます。

まず初めに、財政調整基金につきましては、地方交付税、地方譲与税、町税等の増加によりまして財源が確保できたことから、将来に向けた経済財政を維持するため積み立てを行っております。また、まちづくり基金は、ふるさと納税による寄附金を積み立てたものでございます。次に、すこやか安心教育支援事業臨時特例基金は、障害等がある児童の健全な就学に係る教育的支援を図るため、特別支援教育支援員の賃金等に充てるため取り崩しをいたしました。また、介護給付費準備基金は、介護サービス給付費や介護予防等の地域支援事業に充てるため取り崩しを行ったものでございます。

主なものについては以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） いずれにしても、今のところ、いろんな指数を見ましても本町の場合、安定的に推移しているかなと思っております。今後もひとつ安定的な財政運営に努めていただきますようによろしく願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

ちょうど4時まで休憩いたします。

（午後 3時48分 休憩）

(午後 4時00分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、多田君の質問を許可いたします。

多田君。

○9番（多田憲治君） それでは、今議会は誰もが利用しやすい健康福祉施設の支援をと1点に絞り、質問をさせていただきます。

健康福祉施設も現在着々と工事が進められており、新永平寺町に福祉のまちの歴史が一步刻まれ、今議会におきましては施設の設置及び管理の条例が上程されました。行政も来年の3月までにきめ細かな決め事が提案されると思いますが、町民の目線に対応をお願いするものであります。

さて、私の名古屋の友達で毎年2回ほどこの九頭竜川にアユを釣りにきている人がおります。「温泉施設ができるのを聞いたが、素泊まりでもいい、宿泊はできないのか」とか、我々団塊の年代でいろんな親睦会があるわけですが、実質的には事業というより懇親を深める会ではありますが、話の中でたびたび「この施設で懇親会を計画するので、畳のそういう酒席はできるのか」とか、地元でもスイミングに通っている女性の方から「温水プールはあるのか」とか、それから「トレーニング機器は設置するのか」とかいろんなご意見を聞かれますが、住民はその施設に予想以上の期待をしており、実はそうでないという返答に苦慮しているのが実情であります。

本来、企業が事業を起こす場合には計画は大きく行動は緻密が原則ですが、本健康福祉施設は計画は小さく期待は大きく、逆に進んでいるように思います。この健康福祉施設の総額事業費約3億2,000万円は、人によっては高い安いの考えはさまざまですが、先ほど申した住民の設備等の期待度から見れば事業費が小さいのではないかと思います。そのような決められた条件の範囲内で指定管理者なりの運営方針を打ち出し論議をしております。

前置きが少し長くなりましたが、そのような中、ことしの5月の議会と語ろう会で私は松岡地区の吉野地区へ寄せていただき、二、三の方からごもっとものご意見をお聞きしました。「鮮度のいい温泉と聞いているが、我々吉野地区の高齢者は上志比の温泉まで行きたくても足がない。10人募ればバスが出ると聞いているが、この小さい集落で10人の人集めは大変無理で、誘いする、世話する人もいない。1週間に一度でもいい。温泉施設までバスを出していただけないか」、また、えちぜん鉄道とのセット料金、実はそういう意見もお聞きしました。もし

松岡の渡新田あるいは松岡上吉野集落にこの鮮度のいい温泉施設があったら、私も上志比地区高齢者の足を確保するためにそのような質問要請は当然かと思いません。

町民は行政と指定管理者の区別ができないわけでございまして、10人募ったら行ってやるという指定管理者のもうけに対する殿様商売の後押しをするんじゃない、町民の健康増進を保持する目的ならば、最初から週一バスを運行させることを条件に入れなかったのかという疑問も実は感じるわけでございます。

今議会で上程した設置条例の中で、町民の健康増進と介護予防等の目的が一番最初に書いてあります。町民の健康増進より施設自体の運営の採算性ばかり議会にあおられまして、町民も時々意見をされておりますが、町の一般会計の予防費、また国保会計では特定健診を町民に受けさせ高額医療費の抑制を図るために、こんな小さい町でも地区別に週一のきめ細かな健診日の設定、また再三、家におりますと個別の印刷費も含めて約1億円以上もの多額の経費を執行しております。先日も、シルバー人材で働く高齢者の方でございまして、「仕事の後で地元の温泉に行くのが何よりの生きがいだ。温泉がなかったらシルバーの仕事も行かないし、今時分死んでる」と、こう笑い話でCAMU湯で話したこともあります。それほど高齢者は心の癒しを求めています。

最近ではストレスから重なる病気が多いようでございまして、特定健診での病気の早期発見以前がこの健康福祉施設の役割ではないかと思えます。指定管理者の示した年間の町からの支出の金額にこだわらず、行政として観光客、また町外客は二の次に考えても、町民の健康福祉施設であり、同じ町民である松岡地区、永平寺地区の高齢者が利用しやすい施策を真剣に考えているのか、3点に絞ってお尋ねをします。

1点目としまして、えちぜん鉄道の沿線から離れている地区、例えば吉野地区と志比南地区は月曜日、それから御陵地区と鳴鹿、志比北地区は火曜日、こういうふうな週1回のバスを出せないのか、ひとつお尋ねをいたします。

2点目としまして、えちぜん鉄道沿線の松岡地区と永平寺中地区は、あわらのセントピアあわらのように、どこが割引分を負担しているのか調べてありませんが、公共交通機関である鉄道利用者には施設利用券の割引も検討していくのかお尋ねをします。

3点目としまして、施設利用者が山王駅で下車した場合に、シャトルバスのように午前1回、清水集落の施設行きのバスとか、午後にはまた施設から山王駅

に1回、町のコミュニティバスの発着の時刻表を検討できないのか。

以上3点をお尋ねをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今お答えさせていただきます。

まず、一番初めのえちぜん鉄道でないところからの送迎バスは出さないのかというふうなご質問でございますけれども、一番初めに運営事業者からありました提案は10人以上の予約制でバスの送迎をするという提案でございました。このことにつきましては皆様に大分説明させていただきましたけれども、その後、運営事業者との協議の中で、1カ所で10人以上の人が集まらなければ送迎バスを運営しないというわけではないと、10人以下の場合や2カ所以上を経由して送迎するといった柔軟な考え方でバスを運行するとの考えを今現在示されているところでございます。

そこで、えちぜん鉄道沿線ではないところから、例えば週1便の送迎バスを運行してはどうかのご質問ですけれども、送迎バスを運行するということでは、ご質問にありましたとおりいろいろな問題点がありますけれども、利用者の利便性の向上が集客力の向上につながるというふうには考えているところでございます。送迎バスを運行させるためにはバスの確保や運転手の確保、また当然その費用が発生してまいります。また、どれくらいの人数の利用者の方が継続的に利用していただけるのか、そういうこともあります。また、利用者の方に対しまして対費用効果について検証する必要があると考えているところでございます。送迎バスの運行方法やルート、また新たに発生する費用など、どのような形でバスの送迎が可能かどうか、今後、運営事業者を交え方向性を協議してきていますので、よろしくおねしたいと思います。

それから、えちぜん鉄道の利用券の発行についてですけれども、沿線の入浴施設、勝山温泉センター水芭蕉、それから北陸あわら温泉セントピアあわら、それに三国温泉ゆあぼーとがえちぜん鉄道の割引往復切符とともに割引した利用券の発行を行っているもので、今つくります当健康施設につきましても同様にできるよう、えちぜん鉄道や運営事業者と今後協議していきたいと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、室長のほうは運営事業者が送迎バスということで考

えていることをお答えさせていただきましたが、私のほうからは、行政として何かそういった手だてができないかということに対してちょっとお答えをさせていただきます。

現在運行しております松岡地区、永平寺地区、上志比地区のコミュニティバスを単純に連結して運行するというのは、これは前々から申し上げているとおり、制度上やはり困難でございます。これはどう頑張ってもなかなか難しいと思うんですが、実は今、永平寺地区に永寿苑という老人福祉施設があります。ここで入浴を行っているわけなんです、実は永平寺の南地区を中心に送迎バスを運行しております。これ町が社会福祉協議会に委託をして実施をしております。福祉バスというふうな形で運行していると思うんですが、例えば、松岡地区あるいは永平寺地区からそのような形で健康福祉施設と送迎ができないかということは今考えております。

コミュニティバスの事業者、今3社でやっていただいておりますけれども、そういう方にできないか等々も含めて、そういうふうな送迎ができないものか。これは途中で停留所を設けてとまるというわけにはいきませんが、例えば松岡地区のどこからか、これは松岡地区のコミュニティバスが一番集中しやすいようなところを想定して、そこを出発として健康福祉施設に送る、あるいは逆に帰ってくる。永平寺地区のどこかコミュニティバスの中心になるようなところを出発点としまして健康福祉施設に運行すると、そういったことを考えておまして、もしできるのであればそういうことを取り組みたいというふうなことで今考えております。

○議長（伊藤博夫君） 多田君。

○9番（多田憲治君） 今の総務課長の初めの答弁でございますが、若い人は車で十分来れるんですが、お年寄りの方は松岡の駅に、ちょっと時間はあれでございますが、9時45分の電車に乗ると山王の駅にその施設行きのバスがあるんだと。それから帰りには、松岡または永平寺のほうへお帰りの方は2時45分の電車に乗ればすぐさま家に帰れるんだと、こういう一つのことをやれば。

そうせな、そんな時刻表を見ながら、普通私たちが旅行するみたいに時刻表を片手に、そんなことはなかなかできないと思いますので、私は高齢者の便を図るために松岡の駅は8時45分の勝山行きに乗れば山王の駅に施設のバスがあるんだと、こういう一つの認識ですれば案外と今言う。それも電車来るたんびにゃなしに、朝、午前中1回、それから午後の帰るときに1回をその辺で時刻表を一

つすれば、お年寄りの方は十分その電車に乗れば行けるというので、それは松岡の方でも吉野の方でも、それは朝の町のコミュニティバスで吉野に乗って、そうすれば松岡の駅に9時40分に着くさかいに9時45分の勝山行きに乗れば行くと、こういう一つの信念でやれば、案外とそういう利用の方もふえるんじゃないかと、こういうことも一つ思います。

それから、先ほど室長のほうから、初め10人だと言ったのが途中から、いや、8人でも5人でも何やったら行きますとか、わけのわからんことじゃなしに。ほんならどこで線引くんですか。私はそれはちょっとよくわかりませんが、もう少しその辺をきちっとして、ほんならお年寄りが友達と寄って5人集まったんなら5人すればバスが迎えにきてくれるんだとか、そういう仕方しなければ、そんなもんだめですよ。

それから、先ほど言いましたとおり、私言うのは、これはバスが毎回ですと、私の試算ですと、往復でございますが、1週間に2回出すのと、今指定管理者が考えている電話さえありゃいつでも朝でも晩でも行きますかという、そういうふうな差は大体どの辺かかるかと。指定管理者も、そんなもん5人や6人で、今帰ってきたかと思ったらまた電話かかってきて行くんやと、そういうふうなことして、それは合うんか合わんか私はその辺はよくわかりませんが。1回そういうバスを試験的に出して1年間、これはやっぱりなかなか吉野の人はこう言うたけど全然誰も乗らんのやというなら、また今後いろいろと運営の面でそういう委員会等でして、それならもとに戻すとか、そういうことをせんといて、初めから、たしか10人と私は聞いていたのがやわらかくなって、5人でも別にまた電話すれば、私は運転手じゃありませんけど指定管理者にまたそう言いますでは、それははっきりしません。その辺ちょっと再度1回答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどの指定管理者によるバスの送迎の件につきましては、議員さんおっしゃるとおり、なかなかわかりづらいというんか、はっきりしない部分がありますので、ほかのことも含めましてこの間ちょっと運営事業者に来ていただきまして、私のほうからもう少しバスの運行について明確に提案をしていただきたいというふうなことは伝えましたので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 多田君。

○9番（多田憲治君） 今は総務課長も副町長のほうからも本当にいろんな対処をし

ていただきまして、ありがとうございます。

他市町でも、こういうのは施設が完成すると来場者が何万人達成とよく新聞等で入場者に記念品を贈呈してそういう奇をてらうことをしておりますが、今回はこういう施設は、利用数をふやすこともさることながら、所期の目的であります町の医療費が安くなったとか介護認定を受ける人の数が少なくなったということをもひとつ重点に広報していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、7番、川治君の質問を許します。

川治君。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。

通告に従いまして、2問質問をいたしたいと思います。

初めに、機能補償道路の開通式に伴っての質問をします。また、2番目に我が里の教科書づくりということで質問いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

機能補償道路は、主要地方道福井勝山線の交通量の増大に伴いまして、福井市から勝山市間の交通渋滞緩和のために一般国道416号バイパスとして昭和46年度に事業化をいたしました。昭和60年には牧福島から市荒川工区が完成いたしました。また、昭和62年には国道8号線新保交差点から福井北インター間が完了いたしました。昭和62年の四全総によりまして、高規格幹線道路として一般国道158号の自動車専用道路として中部縦貫道路が組み入れられました。そのルートは、一般国道416号バイパス計画と並行した形で整備計画が決定されましたが、越坂トンネルから牧福島間の機能補償道路は、京福線廃線問題からえちぜん鉄道への移行に伴う農免道路への計画変更など紆余曲折の中で現在の栃神谷鳴鹿森田線の道路改良事業として現在に至っておりますが、この機能補償道路事業の中心目的について初めに伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） この機能補償道路は、今ほど議員さんがおっしゃったとおり、国道416号の交通渋滞緩和を主な目的として平成18年度から3.2キロを整備しているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、永平寺町として、交通渋滞の緩和と高度医療施設へのアクセス向上や災害時における緊急出動時の安定した交通の確保と沿線地域の活性化を図るための生活重要幹線道路整備を目的としているかと思いますが、計画から完成までには地域住民、地権者の方々への心配りの配慮が必要かと思いますが、どのような心配りが必要かについてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道路の計画に関する道路の線形、道路の勾配及び排水計画などについては、関係地権者を初め地元区長や対策委員会など、関係者の皆様にその都度説明を行うなど、地元の意見をできる限り道路詳細設計に反映できるよう対応してまいりました。また、工事期間中においては、安全対策や環境対策などを徹底し、地元には十分配慮しながら施工してやってきております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） ありがとうございます。

私も、地権者はもとより地域住民の深いご理解を得ることが必要不可欠であるかと思いますが、とりわけ地権者の方には古く先祖から受け継がれてきた山地や立木等への愛着と祖先へのしのびがたい心情ははかり知るところでもあります。地権者の方々には先祖や両親から受け継いできた貴重な財産を、迷いに迷い、心の葛藤の中で公共事業に協力していただけたのは、どのような思いを描いて協力していただいたのか。行政側としての思いをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 土地の地権者や建物などの所有者の皆様には、貴重な個人財産をご提供いただくに当たり、町や地域の発展のためにという思いで苦渋の決断をされたことと重く受けとめ、深く感謝いたしております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 地権者の皆さん方には、地域の発展と活性化を願ひまして、若者に夢と希望を与えるならばと苦渋の選択をされたことと思いますが、一般的に公共事業の計画から用地交渉を経て完成までの経緯の中で、地権者に対してどのような思いを持って接してきたかをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 一般県道栃神谷鳴鹿森田線、通称機能補償道路でございますが、国道416号のバイパスの機能を持ち、地域の発展に必要な道路であり

ます。この重要な道路のためにご協力いただいた関係地権者の皆様には大変感謝いたしており、全線開通をとともに喜びたいという思いでございます。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 開通までの長期間にわたる用地交渉は、地権者及び地域の住民の方々及び担当者の皆さん方には苦渋に満ちた年月であったかと思いますが、それがゆえに、地権者を初め沿線地域住民は難題、難問の懸案事項をクリアし、開通を迎える日は万感胸に込み上げるものがあるかと思いますが、そうした住民の思いをどのように受けとめ、どのように対応するのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほども申し上げさせていただきましたが、貴重な個人財産を提供していただいた多くの地権者、100名以上の地権者の皆様の熱意や道路の線形決定などのさまざまな問題についてご理解とご協力をいただいた地元関係者の方々のご苦勞を重く受けとめ、地域の活性化や観光資源の有効活用など、この道路を生かしたまちづくりを進めていくことが大切だと感じております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 永平寺町内でも、県道栃神谷鳴鹿森田線が国道416号のバイパスとして平成6年から谷口工区より用地交渉に入りまして18年の歳月を経る中で、3町村合併時の最大の懸案事項でもある新規事業いわゆる機能補償道路が、一時は計画の断念をも検討された難関の機能補償道路工事が来年の25年春には開通の日を迎えることとなりますが、きょうまでの日々を振り返って、各沿線地域の事業推進委員の方々には地区の要望や地権者の要望などについて説得と関係機関との調整に苦慮してきたかと思いますが、きょうまでの対策委員に対する思いを少しばかりお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 事業の推進に伴い、地区内の調整や課題の解決、地元説明会など開催など対しまして、関係区長や対策委員など関係者の皆様にはご理解とご尽力を賜り、目標年度内に開通に向け工事が進捗しているところについて深く感謝いたしております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 県道栃神谷鳴鹿森田線の開通に当たって、地権者はもとより沿線の地域住民の方々、美浜町の国道157号線の奈良瀬境寺間の開通式を初

め各地の開通式を新聞やテレビ等で見ているかと思いますが、地権者はもとより沿線の地域住民を初め永平寺町は来るべき供用開始の開通式を待ち望んでいるかと思いますが、温泉利活用とあわせての開通式について今後の計画についてご意見をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） 今、機能補償道路につきましていろいろなお尋ねをいただきました。

この機能補償道路は特に合併のときの最重要課題でもありましたし、それからバイパスということで地域の生活の向上やいろいろな面で非常に重要な路線でありました。そういうものが今完成を間近に見ることになっておりまして感慨深いものもあると思いますし、非常にありがたく感じております。特に、以前は多くの地権者がおりまして、それぞれの大事な土地を提供していただきました。また、提供の場所につきましても非常にいいところを出していただいておりますので、そういう意味におきましても大変感謝をしております。

それで、今いろいろと申し上げましたが、この機能補償道路が、このバイパス道路が完成いたしますと地域の発展に非常に大きな貢献になると思っております。そういう意味におきましても、この重要な路線の完成が間近に控えておるといことであります。本当に地域の皆さんに心からの感謝を申し上げたいと思っております。

今、開通式とか式典のお話でありましたが、県のほうでは、県事業につきましては道路整備は地元で任されておりますので、町といたしましても十分な形でそういうふうな式とか式典をしていくかということも考えていきたいと思っておりますので、今はそういうところをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） ただいまは丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございます。

今後とも地域住民の希望がかなえられるように関係機関との調整をお願いいたしまして、この質問は終わります。

次に、我が里の教科書づくりということで質問をさせていただきます。

永平寺町は、総面積94.34平方キロメートル、人口1万9,728人の小さな町ですが、永平寺町全体の紹介につきましてはホームページ等で紹介されておりますが、町内の各地域ごとの紹介はされておられません。現在の各地域

の現状と歴史や風習等を現在住んでいる若者たちにどのように伝えていくのか。
また、移住してくる方々に永平寺町内の地域の特色をどのように説明しているのかをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 議員お尋ねの移住者、転入者でございますね。転入者や若者たちに各地の紹介ということでございますが、おのおのの地区の紹介や、若者たちや転入者に伝えたりする説明については、町としては特に説明をしておりません。各地域の紹介は、地域の方々が一番よくご存じでございますので町といたしましては把握しかねるところもございますし、地域の諸行事やお祭りに若者たちや転入者に積極的に参加を求められ理解をしていただきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 町内の各地域には歴史や文化、行事、生活環境、 など、地域ごとにそれぞれの特色があるかと思いますが、これらは戦前、戦後の50歳から60歳以上の方々が熟知しているかと思いますが、この高齢者の方々の豊富な知識を若い人たちや移住者に伝えていく必要があるかと思いますが、行政としての考え方をお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 高齢者の豊富な知識を若者たちや転入者に伝えることは大変重要なことだと考えます。地域におきまして、高齢者の方を講師といたしまして住民に伝える三世代交流事業等を実施するのも一案かと思いますが、また、子育て応援の日とか放課後児童クラブ等の活用が有効な方策ではないかなと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 各市町村におきましては、人口の減少を少しでも食い止めようと移住や定住を図るとともに、空き家調査などを行いまして定住した人口増進を図っているかと思いますが、我が永平寺町におきましても、きょうの新聞にも書いてありましたが、「永平寺町定住助成4件 住宅や子育て費用 3ヵ年事業スタート」というふうここに書いてあります。これだけでなくして、この報道につきましては大変有意義なことかと思いますが、今後ともこうした広報を続けていただきたいというふうに思っております。

また、来春には機能補償道路も開通するとともに、上志比地区の歩道整備計画

など交通網の整備も進むかと思えます。また、健康福祉施設「永平寺温泉」も開館することから多くの移住してくる方を期待しておりますが、やはり永平寺町への移住希望者に対して、各地区の特色や慣例、風習などをどのように説明するのかが必要不可欠かと思えますが、この点についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 永平寺町への転入希望者に対して、町として説明の場は設けてはございません。町といたしましても、転入届が提出され住民の移動が初めてわかるのが現状でございます。このような地域の風習や慣例等の転入者への情報提供と申しますか、紹介は、地域のほうで提供していただければ幸いかと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 今の説明を聞いていますといろいろわけあつての回答かと思えますが、現在、永平寺町内への移住者に対する各地域のルールや風習等につきましては特に説明もなく、移住してから区長さんから地区の行事参加の依頼があつて初めて区長やあるいは主な組織、区の行事や祭りなどがわかるのが現状かと思えます。また、日常的な風習や冠婚葬祭の風習なども日常生活の中でわかるとともに、地域の歴史等については何年もの歳月を経てわかってくるのが実情かと思えます。

そうしたことから、永平寺町内の各地域の特色やルール、行事や祭り、風習、そして生活環境や最寄りの施設紹介など、地域のルールや風習を1冊のガイドブックで地域の特色がわかる、住みよい、住みたくなるまちづくりを目指して、我が里の教科書づくりを提案いたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） おっしゃられます我が里のガイドブックにつきましては、さきの区長会におきまして、県教育委員会から各市町に対しまして福井県の祭り・行事調査の基礎調査を実施しております。現在、各集落に調査を実施中でございます。調査内容は平成26年までの3年間でやっております。報告書が26年にでき上がる予定でございます。その報告書を活用いたしまして、永平寺町においての1冊のガイドブックを作成できるのではないかと考えております。

8月末日の提出期限で区長さんをお願いしたのですが、現在、約50%弱程度のご回答でございますので、今後さらに区長さんにご協力を求め資料収集に努めたいと考えており、福井県の祭り・行事調査を活用し、我が里のガイドブック

の作成に努めたいかなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○7番（川治孝行君） 今ご回答いただきまして初めてわかったんですけれども、そういう委託しているということについて知りませんでしたのできょうこうして質問させていただいておりますが、私たちは提案する議会の一議員として提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

地域の若者や移住者のためのガイドブックとして、また永平寺町の魅力を若者に再認識していただくとともに、移住してこられる方が地域、区や自治会のコミュニティの一員として秩序ある環境を築きながら暮らしていけるように、また、地域の方々がみずからの歴史や伝統を再確認して次の世代に引き継いでいけるように、地域の暮らしや年中行事、生活のルール等をまとめたガイドブックを区長さん初め町内の有識者の方々の協力のもとにふるさと学級等を通じてぜひとも作成いただきますよう提案をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度でとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日12日は定刻より本会議を開催いたしたいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 4時42分 延会)